

会報

いしかわ

2001.2月 No.29



小松市 子供歌舞伎（お旅まつり）



石川県行政書士会

目 次

21世紀を迎えて	会長 藤井 國穂	1
年頭のあいさつ	石川県知事 谷本 正憲	2
新年互礼会		3
2001年を占う	小川 清吉	4
50周年記念事業		5
日行連50周年記念式典に出席して	金沢支部支部長 的場 晴次	8
行政書士試験実地協力について	副会長 前多 利彦	10
支部紹介 小松支部		12
事務所訪問 二輪たか子事務所		13
支部だより		14
行政書士制度強調月間		18
研修会報告		23
総務部だより	総務部長 宮川 外茂次	27
業務指導部だより	業務指導部長 的場 晴次	35
業務のしおり 情報化社会と著作権		37
女性行政書士交流会石川会一泊研修	大森 千歌子	43
新入会員の紹介		44
平成12年度 第3回理事会開催		45
会務日誌		46
会費の納入についてお願い	事務局	47
会員移動		48
編集後記		49

子供歌舞伎フェスティバル in 小松

小松市では350年という長い歴史を持つ5月の「お旅まつり」の期間中、昨年に引き続き「第3回全国子供歌舞伎フェスティバルin小松」が開催されます。

愛知県新庄市、福島県田島市そして石川県小松市と日本を代表する子供歌舞伎が競演し、文字どおり町は歌舞伎一色となります。因みに小松市からはご存知「歌舞伎十八番の内 勧進帳」が上演されます。

ふるさとの文化を代表する「子供歌舞伎」を素材に、全国各地と交流し、お互いの文化を見つめ合うことにより、さらに新しい文化が開花してゆくことを願ってのものです。





21世紀を迎えて

会長 藤井國穂

明けましておめでとうございます。

会員の皆様方並びに役員の方々には、日頃、本会の運営に多大のご支援ご協力を賜り誠に有難うございます。また、関係各位の皆様方のご理解ご協力に対しても心より厚く御礼を申し上げます。本年も皆様方の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

20世紀から21世紀へと新しい世紀を迎え、皆様方の中には、今までと違った感慨を感じられた方もおいでるかと思います。新時代に対する期待と不安。IT革命、規制改革、司法制度改革、長引く景気の低迷等、我々行政書士を取り巻く環境が一層の厳しさを増しており、益々、的確で迅速な対応が望まれます。

昨年、行政書士法制度50周年を記念して式典を挙行いたしましたところ、ご多用中にもかかわらず、石川県知事様を始め、多数の来賓の方々並びに会員の方々のご出席を賜り、盛会裡に終了することが出来ました。厚く御礼を申し上げますとともに深く感謝し、今後も、行政書士制度の更なる充実と発展に尽力して参ります。また、これを機に、今後の行政書士会の発展の一助に資すればと『石川県行政書士会史』を編纂し、皆様方に贈呈させていただきました。昔の資料収集に困難を極め、時間的制限の中での編纂作業であり、内容的には十分ではありませんが、20年後、30年後には更に素晴らしい会史が出来ることと思います。

本年度から試験研究センターで実施されました行政書士試験でも、多くの会員の方々にご協力を頂き、当初、予想されました混乱もなく無事に終えることが出来ました。ただ、問題の内容については、従来の傾向とは違って、行政書士と関係のある私法関係からの出題はなく行政関係からの出題が多く、問題のレベルもアップしているようでした。にもかかわらず、択一問題をクリアー出来た受験生が従来より多数いたとのことでした。試験の今後の傾向には十分に注意を払い、センターへは要望等を含め種々提言を行なっていく積りであります。

今月招集される通常国会に、昨年弁理士法改正の際に確認された契約代理権の獲得を含む行政書士法改正案を提出する準備が連合会の方で進められております。今回の改正で実現を目指す改正項目は、代理権に関するもの、法廷陳述権、ADR、電子申請、認証局に関すること等、11項目に及びます。これらの改正の成立如何が今後の行政書士制度にとって、極めて重要であることは明白であり、この実現に向けた皆様方の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、会員各位並びに関係各位の本年のご健勝とご多幸を祈念して私の挨拶とします。



年頭のあいさつ

石川県知事 谷 本 正 憲

新春にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様のご健勝を心からお慶び申し上げます。

本年は、昭和26年に行政書士法が制定されてから50周年の節目の年に当たります。この間、我が国の経済社会はめざましい発展を遂げ、行政サービスもより専門化・多様化してまいりました。行政書士制度は、このような変化に応じ、幾多の変遷を経て、今日においては地域社会にしっかりと定着しているところであります。これもひとえに、行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励され、互いに切磋琢磨され、地域住民の信頼に応えられた賜であり、深く敬意を表す次第であります。

さて、21世紀を迎えた今、行政は地方分権という変革の時代にあります。これまで以上に地方の役割が重要になっております。

県といたしましても、IT化の積極的推進による情報化社会への対応や行政情報の開示による行政の透明化など、新たな時代のニーズに適応した施策を積極的に推進するとともに、より豊かな県民生活を目指して、生活、福祉、文化などあらゆる面における行政課題について、これまで以上に努力していく所存であります。

新たな世紀は、これまで以上に大きな変革の波が訪れるものと考えられ、地域住民と行政をつなぐ行政書士の皆様方の役割は、今後ますます重要なものとなってまいります。皆様方におかれましては、住民の利益保護という職務の重要性と公共性を十分にご認識されますとともに、地域住民のよき相談相手として、また、身近な法律専門家として、より一層のご活躍を期待するものであります。

最後になりましたが、石川県行政書士会のますますのご発展と、会員の皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のあいさつといたします。

石川県知事

新年互礼会が盛大に開催される

去る1月2日（日）午前10時30分から金沢ニューグランドホテルにおいて平成13年石川県知事谷本正憲連合後援会新年互礼会が藤井会長、丹保副会長、他各部長も参加する中で盛大に開催されました。

谷本知事は、「政府の政策とするIT事業に、県民の皆様に分かりやすく、また県民生活の質を高めるソフト事業とするため、力を注ぎたい」と抱負をのべられたあと、県下各界各層の参加者と新年の挨拶を交わされました。藤井会長をはじめ当会からの参加各位も谷本知事と親しく挨拶を交わしました。





2001年を占う

法規企画部長 小川清吉

わが国は、政治、経済、教育において、重大ピンチに直面している。何れも国内問題であり、国民の努力により、切り抜けることが可能である。

かつては、政治は政治家の問題で一般国民の関知すべきことではないとされてきたのであるが、もはや、国民は無関心で見過ごすことはできない。古い時代における政治は、経済を抜きにしたものであったが、近代国歌は、経済を抜きにしては国民生活が成り立たず、政治は無いことになる。したがって、いわゆる先進国においては、政治の中心はその国の経済である。経済は国民生活を左右するものであるから、政治が福祉国家を標榜する以上その国民生活を大切に考えなければならない。

わが国の経済は、バブルの崩壊以来、約10年になるが、今や底なし沼にはまり、何時這い出すことができるか見通しが立たないというのが大方の見方である。それでは、何故見通しが立たないかであるが、現状分析が正確でないという点でなかろうか。経済見通しの指標を「消費」という点に力点が置かれ過ぎていることが問題でなかろうか。消費不況の原因には、国民一人一人の収入の減少、失業者の増加による国民所得の減少、少子化による絶対消費量の減少ということなどを挙げができるが、これらのうち収入や所得の減少に対しては、施策によつてある程度の改善は可能であるが、少子化は容易に改善できることではない。このようにしてみると消費不況対策は、改善可能な失業対策（雇用の拡充）と個々の収入の増加対策に力点が置かれなければならないということになる。しかし、その施策がなされ、成功しても消費不況が、かつてのように完全回復することはない。これについては、わが国の経済構造の改革が必要、すなわち、輸出第一主義から安定した内需に切り替えるべきだという意見があるが、これも前述のように少子化を克服できるものではない。

このようにして見ると、わが国の経済は、拡大路線を基本とする従来の路線を切り替え、縮小された現状維持にイメージチェンジをするほかはない。

次に、わが国的重要課題は、国内の教育問題であるが、教育問題は、教育制度か教育内容かに尽きるが、今、教育問題で論じられているのは、主として教育制度であるように見受けられるが、私は、制度の改善は大切であると思うが、すぐ出来るのは教育内容の改善である。大学を卒業しても、社会に対する善悪が分からなくなったり、宗教のことが全く分からぬため俗悪宗教にはまつたり、極端なのは55年前の太平洋戦争のことが分からず、原爆投下のみが悪であるかのよう言われていることである。その原爆アレルギーが、原子力発電反対と結びついていることである。今後のわが国のエネルギー資源をどうするかを考えて貰いたいものである。

以上のように見ると、2001年は不況から脱することは容易でなく、どうするかをもう一度考え直す年である。すなわち、不況のドン底を見極め、出口を見いだすことである。また、教育問題は、日本国民の多くに憂慮が深まっているので、正常化への模索がなされ、足元を照らす程ではないが、いくらかの光明がさすのではなかろうか。国民一人一人の努力は、何時の日か大きな明かりとなることが期待される。

行政書士法制定並びに 石川県行政書士会創立50周年記念式典

去る平成12年11月17日（金）午後3時から金沢市香林坊、金沢東急ホテル「調の間」に於いて、行政書士法制定並びに石川県行政書士会創立50周年記念式典が開催された。

式典には、石川県行政書士会員120余名、来賓には、谷本正憲石川県知事はじめ各関係団体より30余名が出席された。



司会進行は、福田政博氏（ラジオかなざわアナウンサー）が、テンポよく、時にはユーモアを交え、なごやかに進行した。

50周年記念事業実行委員会委員長、丹保仁吾郎副会長が開会の挨拶を述べ、藤井國穂会長が式典の意義と関係各位への感謝を込めた式辞を述べた。

続いて、谷本正憲石川県知事より、業務歴30年会員6名及び役員歴10年会員5名が表彰された。

○石川県知事表彰者（敬称略）

（行政書士業務歴通算30年以上会員）

山岸 貞司（金沢）、湯村 廣行（金沢）、坂上 弘之（金沢）

淵野 義治（金沢）、小原 政明（七尾）、大星 正嗣（七尾）

（石川県行政書士会役員歴通算10年以上会員）

藤井 速生（金沢）、重森 憲司（金沢）、太田 勉（七尾）

高位 孝一（七尾）、松原 政義（輪島）



引き続き、藤井國穂会長より、業務歴20年会員11名及び各会員事務所発展に寄与された補助者・事務職員9名が表彰された。

○石川県行政書士会会长表彰者（敬称略）

（行政書士業務歴通算20年以上会員）

清川 信弘（金沢）、高木 重知（金沢）、岡本 義行（金沢）、桜井伊三松（金沢）、

上出 達夫（金沢）、藤沢 傳重（金沢）、福井 俊光（金沢）、藤井 健一（金沢）、

春成 泰（七尾）、波座 行一（輪島）、坂下 聰（輪島）

（行政書士事務所補助者・事務職員）

普神 古代（重森憲司事務所）、寺井 誠（北岸正彦事務所）、阿部 好子（茅野勇平事務所）、

喜多由紀子（宮川外茂次事務所）、前多 花子（前多利彦事務所）、山崎 志保（菅原博之事務所）、

太田 秀志（太田 勉事務所）、笠間 文美（太田 勉事務所）、若松 勝治（松原政義事務所）

また、石川県行政書士会史作成に際し、多大な貢献をされた3名に、感謝状が授与された。
○感謝状受賞者（敬称略）
吉田 徳蔵（加賀）、北川 喜一（金沢）、山本 権（金沢）
表彰者を代表し、高位孝一会员（七尾）から謝辞が述べられた。

謝 辞

授賞者代表 高 位 孝 一（七尾支部）

本日は、行政書士法制定並びに石川県行政書士会創立50周年記念式典に、石川県知事 谷本正憲様をはじめ、数多くのご来賓の皆様にご臨席賜り、また、行政書士諸先輩方が多数お集まりの中で、受賞の栄を賜り誠に光栄に存じます。

ただいま、知事様より表彰されました受賞者、会長表彰受賞者、及び会員事務所繁栄の下支えとして永年頑張って頂きました補助者、事務職員の功労者の皆さま方、そして、50周年を記念した会史へんさんご尽力され感謝状を授賞された諸先輩方を代表しまして、せんえつではありますが、御礼を申し上げるだいとござります。

この受賞を機に、心あらたに今後とも、石川県をはじめとする行政と一般消費者である県民のみなさまとを結ぶパイプ役として、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを使命とする行政書士の本分を旨としてつとめてまいりたいと存じます。

最後になりましたが、行政書士法制定並びに石川県行政書士会創立50周年という、まことに記念すべき式典を、このように立派に執り行つて頂いた、現執行部をはじめ、関係各位にお礼を申し上げましてごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

来賓各位を代表して、谷本正憲石川県知事、上田幸雄石川県議会議長、山出 保石川県市長会会長、盛武 隆日本行政書士会連合会会长より祝辞を頂いた。その後、司会者が、来賓の方々全員の紹介を行つた。

森喜朗内閣総理大臣はじめ多くの方からの祝電を頂いたが、時間の都合により一部の方々のみの披露となつた。

閉会のことばを、茅野勇平副会長が述べ、行政書士法制定並びに石川県行政書士会創立50周年記念式典は閉会した。

式典終了後、会場を「雅の間」に移し祝賀会が開催された。
岩本荘太参議院議員をはじめ、多数の来賓者からスピーチや祝辞を頂き、歌手赤石美香子歌謡ショーなどが行われ、会場は大いに盛り上がつた。

末筆となりましたが、式典開催において、ご多用にもかかわらず多くのみなさまにお手伝いいただきました誠にありがとうございました。実行委員会を代表しまして、感謝を申し上げます。

（総務部副部長 寺田 隆）





行政書士法制定50周年記念「石川県行政書士会会史」

「石川県行政書士会会史」は、平成12年11月17日（金）、行政書士法制定並びに石川県行政書士創立50周年記念式典のおり、参加会員全員に配布しました。

表紙の題字は、谷本正憲石川県知事が直筆で書いてくださいました。知事が書かれることは珍しいとのことです。大変立派に仕上がったと思っております。

反面、中身を見直しますと「もっとああすればよかった」「この辺を細かく調べればよかった」等々、反省ばかりが頭をよぎります。

しかし、50年の節目に、次代に伝える記録として最低限のものは出来たのではないかと自負しております。

会史の編纂において、諸先輩方関係各位には、大変お世話になりました。また、大変ご負担をかけてしまいました。実行委員会を代表しまして御礼とお詫び申し上げます。ご協力ありがとうございました。

（総務部副部長 寺田 隆）

行政書士制度50周年記念切手が発行されます。

総務省より平成13年1月19日付にて報道発表がありました。

2月22日の記念式典の際には、総務大臣より初刷切手の贈呈式が予定されています。

- 《名 称》 行政書士制度50周年記念郵便切手
- 《種 類》 80円郵便切手
- 《意 匠》 「行政書士」の文字とパソコンコンピューター
- 《発行の日》 平成13年2月22日（木）
- 《発行枚数》 1,000万枚
- 《シート構成》 10枚（縦51.0mm×横24.5mm）
- 《版式印刷》 グラビア6色
- 《原 画》 玉木 明（技芸官）

行政書士法制定50周年記念に寄せて

短歌

輪島支部 大 森 千歌子

- 法制定 50年の このよき日 共ども集い 祝う嬉しさ
- 法制定 記念式典 祝う人 みな晴ればれと 弥栄祈る
- 先人の 努力積まれし この歴史 記念誌いただき 感激わきくる

日行連50周年記念式典に出席して

石川県行政書士会金沢支部

支部長 的 場 晴 次

平成13年2月22日東京国際フォーラムにおいて、天皇皇后両陛下をお迎えして日行連50周年記念式典が開催されました。盛武日行連会長の式辞の後、天皇陛下のお言葉があり、続いて森内閣総理大臣、井上参議院議長、山口最高裁判所長官、片山総務大臣の祝辞が述べられました。式典は厳かな中で挙行されましたが、撮影禁止のため皆様方に写真をお見せできないのが残念です。

引き続き元内閣総理大臣中曾根康弘氏の講演があり新世紀を迎えて行政書士の責務が益々重要なとなるであろうことが強調されていました。記念パーティでは自民党前幹事長で今回新たに自民党行政書士制度推進議員連盟会長に就任されました野中広務氏が政務多忙の中会場に駆けつけられて、会員の念願である行政書士法改正の今国会での成立に向けて最大の努力をするとの力強い挨拶があり、日本全国から参加しました1500名余りの会員が一斉に拍手を送る場面もありました。

石川行政書士会では昨年11月に50周年記念式典を開催いたしましたが、今回の式典の出席で50年という年月の重みを改めて再認識した1日となりました。



天皇陛下のお言葉

行政書士制度50周年に当たり、全国から参加された皆さんと共に、この記念式典に臨むことを誠に喜ばしく思います。

我が国においては、明治5年の太政官達により、当事者に代わって、裁判所や市町村役場、警察署などに提出する書類を作ることを仕事とする代書人という制度が出来、社会のために大きな役割を果たしてきました。戦後、行政機関に提出する書類を取り扱っていた代書人については、新たに行政書士法が公布され、行政書士という制度が発足しました。

爾来50年、行政書士は常に変化する社会の中にあって、その業務を通じ、国民がその権利や利益を守ることを助け、また、行政手続の円滑な実施に役立ち、我が国の経済社会の安定と発展に寄与してきました。ここに、関係者の長年にわたる努力に深く敬意を表します。

今日、我が国は、社会の高齢化、情報技術の進歩、国際的な交流の増大など様々な変化に対応することを求められています。そのような状況下において、国民生活に密着し、国民と行政とを繋ぐ行政書士の役割は、ますます重要なものとなってきています。今後とも皆さんのが変わりゆく内外の状況に応じつつ、更なる研鑽を積み、国民の様々な要望にこたえる努力を続けていかれることを期待しております。

50周年を迎えた行政書士制度が、今後とも適切に運用され、社会の発展に寄与していくことを願い、式典に寄せる言葉いたします。





平成12年度行政書士試験実施協力について

平成12年度行政書士試験 試験場責任者
石川県行政書士会 副会長 前 多 利 彦

去る平成12年10月22日(日)に、石川県立工業高校を試験会場として、行政書士試験の石川県内における受験希望者について(財)行政書士試験研究センター(以下、センターという。)が都道府県知事の委任を受けて行う、平成12年度行政書士試験が行われました。

この試験事務の実施については、センターと日本行政書士連合会(以下、日行連という。)との間で、試験実施に対する協力協定が為されており、我が石川会においてもこれにならい協力体制をとることとなりました。

私は、5月に石川県試験場責任者として推薦を受け、6月14日名古屋に於いて、日行連主催の中部6県の試験場責任者を対象とする説明会に臨みました。

説明会は、日行連試験委員会の高橋委員長(岡山会会长)の、卓抜な議事進行により、現在の進捗状況の説明、各責任者からの質問点、問題点の洗い出し、等が整然と行われましたが、諸処の点につき今後さらに検討すべき課題が山積みである事も再認識され、これは大変な仕事だな、というのが正直な感想でした。

7月1日試験公示がなされ、同月18日・19日の両日にわたって、センター主催による全国の試験場責任者を集めての、平成12年度行政書士試験実施に係る説明会が実施されました。これには、事前に30に余る事前質問が為されており、

センターからの説明事項

- (1) 試験実施に係る基本方針について
- (2) 試験実施スケジュールについて
- (3) 試験場確保状況について
- (4) 試験申し込み受付前の事務について
- (5) 試験申し込み受付の事務について
- (6) 試験申し込み受付後の事務について
- (7) 試験日までの諸準備について
- (8) 試験当日の事務について
- (9) 試験終了後の事務について
- (10) センターからの諸費用支払方法と支払い予定について

の説明が為されたあと、事前質問に対する回答が為されました。正直、渡された資料の多さに圧倒され、説明を受けて為すべき事の煩雑さと多さに圧倒され、呆然としてしまいました。

ただ、私と同じ思い、いやそれ以上に大変な思いをされている方が、大半を占めていることに、なにかホッとするものを感じました。翌日の質疑応答は、大変活発で、センターの方でも回答に窮するものや、即答できないもの、今後の検討を要するものが多数質問され、こりゃあ、あっちもこっちも大変だわと

思いました。

その後は、センターからは実施方法変更や、説明やら、回答やらの通信が枚挙にいとまが無く、私自身訳が分からなくなり、パニック状態になってしまいました。それを、石川会の役員の方々や、一般会員の方々に支えていただいて、ようやくのことで試験実施の日を迎えることができました。

前日はホテルに泊まりましたが、元来が小心者のため、一睡もすることができず、はあーどうなることやらと、朝が来るのが怖かったです。

試験実施につきましては、ご協力いただいた金沢支部を中心とする会員の方々の献身的なご努力を持ちまして、滞り無く終了することができました。試験内容等考察につきましては、関連雑誌等を御高覧していただくこととして、所見を申せば、私が受験した頃とは問題の中身も複雑多岐にわたり高度化し、



打合せ会議

合格率も非常に低く、難関試験になりつつあるように思います。行政書士資格制度をないがしろにし、制度廃止すら声高に唱えている動きのある中、資格取得がそれと逆行する形で難易度を増す。そのギャップに釈然としない感を抱いております。

何も具体的に申すことができず、中途半端な感想になりましたが、試験実施については、今後も行政書士会会員の協力がなければたしかないとおもいます。センターからは、すでに13年度の試験について会場予約状況等の問い合わせが私の元に何度も届いております。私はあくまでも12年度試験の責任者ですので、予見に基づいての回答や判断は控えております。

13年度試験は新しい若い優秀な責任者の元で、整然肃々として、進行されることを願ってやみません。12年度試験に献身的なご協力をいただきました方々への感謝を込めて締めくくりのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

●平成12年度行政書士試験申込者数・受験者数・合格者数

H13.1.15

試験地	コード	試験場	申込者数	受験者数	合格者数	合格率 %
北海道	011	北海学園大学 豊平校舎	1187	1029	96	9.33
	012	函館市水産物地方卸売市場	93	83	2	2.41
	013	道北経済センタービル（旭川商工会議所）	188	162	2	1.23
	014	釧路公立大学	162	133	4	3.01
青森県	021	青森職業能力開発促進センター	312	273	9	3.30
岩手県	031	岩手県自治会館	298	247	9	3.64
宮城県	041	メイフェアプラザ仙台ワッセ	896	742	57	7.68
秋田県	051	秋田県社会福祉館	264	231	8	3.46
山形県	061	山形大学 教養教育2号館	287	252	7	2.78
福島県	071	郡山女子大学	523	437	21	4.81
茨城県	081	茨城大学 教育学部	727	624	30	4.81
栃木県	091	宇都宮大学 峰キャンパス	659	566	20	3.53
群馬県	101	群馬県総合交通センター	662	582	33	5.67
	102	群馬県市町村会館	194	153	3	1.96
埼玉県	111	埼玉大学	3028	2613	205	7.85
千葉県	121	日本大学 生産工学部津田沼校舎	2447	2121	207	9.76
東京都	131	慶應義塾 三田校舎	4355	3803	575	15.12
	132	日本大学 文理学部	4527	3683	428	11.62
神奈川県	141	東海大学 湘南校舎	2382	2052	184	8.97
新潟県	151	新潟大学 教養校舎	704	606	35	5.78
富山県	161	富山県立大学	391	339	14	4.13
石川県	171	石川県立工業高等学校	481	410	28	6.83
福井県	181	福井県立大学	200	168	14	8.33
山梨県	191	山梨学院短期大学	315	266	9	3.38
長野県	201	バスタークニナル会館（長野会場）	233	207	6	2.90
	202	JA松本市会館（松本会場）	235	203	10	4.93
	203	上田市民会館（上田会場）	149	131	2	1.53
	204	伊那文化会館（伊那会場）	95	79	0	0.00
岐阜県	211	岐阜大学 農学部	763	641	28	4.37
静岡県	221	静岡大学 共通教育棟	1606	1377	61	4.43
愛知県	231	名城大学 天白校舎	3485	3015	197	6.53
三重県	241	三重大学 共通教育3号館	628	547	27	4.94
滋賀県	251	立命館大学 びわこ・くさつキャンパス	541	445	34	7.64
京都府	261	同志社大学 新町校舎	2024	1733	214	12.35
大阪府	271	大阪府立大学	3505	3030	284	9.37
兵庫県	281	関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス	1504	1313	129	9.82
	282	神戸学院大学	1649	1435	97	6.76
奈良県	291	奈良県立奈良商業高等学校	753	673	47	6.98
和歌山県	301	県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	363	305	21	6.89
鳥取県	311	鳥取県庁 講堂	138	118	3	2.54
島根県	321	島根県松江合同庁舎	245	208	11	5.29
岡山県	331	岡山県立大学	850	725	54	7.45
広島県	341	広島市立基町高等学校	1156	981	55	5.61
山口県	351	山口セミナーパーク（一般研修棟）	445	381	25	6.56
徳島県	361	徳島大学 総合科学部4号館	347	304	13	4.28
香川県	371	香川大学 教育学部	471	399	21	5.26
愛媛県	381	松山大学 2号館	558	471	22	4.67
高知県	391	高知県立高地丸の内高等学校	243	199	6	3.02
福岡県	401	福岡工業大学	1961	1679	99	5.90
佐賀県	411	佐賀学園高等学校	302	249	3	1.20
長崎県	421	長崎県勤労福祉会館（長崎会場）	258	208	8	3.85
	422	長崎県県北会館（佐世保会場）	116	96	5	5.21
熊本県	431	熊本県立大学	548	461	20	4.34
大分県	441	別府大学	288	246	11	4.47
宮崎県	451	宮崎県立宮崎商業高等学校	330	278	13	4.68
鹿児島県	461	鹿児島大学（鹿児島会場）	512	434	21	4.84
	462	鹿児島県大島支庁（奄美大島会場）	18	15	0	0.00
沖縄県	471	沖縄大学（那覇会場）	332	275	10	3.64
	472	沖縄県宮古支庁（宮古会場）	7	7	1	14.29
	473	沖縄県八重山支庁（八重山会場）	6	3	0	0.00
全国計		全國計	51919	44446	3558	8.01

支部紹介 小松支部



市民と行政との絆として…

小松支部長 京 念 昇

小松支部は小松市及び能美郡辰口町、川北町、寺井町そして根上町の一市四町にて開業する会員で構成され、現在33名が登録しています。司法書士や土地家屋調査士、社会保険労務士等を併せて営業する会員も多く、近隣士業を営む者が行政書士会という士業で一つとなって活発に活動を展開しています。

主な支部活動は、制度強調月間活動や慶弔活動の他、実務研修会や研究会の開催があります。平成元年度以降では、「都市計画法に基づく開発許可手続き」(元年)、「渉外戸籍等の動向」(2年)、「地縁団体の認可手続」(4年)、「開発許可申請変更に伴う説明会」(5年)、「農地法および関係法令に基づく業務研修会」(6年)、「財務諸表の見方」(11年)などがテーマとされました。

研究会としては、「渉外業務研究会」を平成5年9月から同年7年2月まで、月一回の割合で計17回開催し、入管業務や帰化手続きの実務について学びました。

さらに親睦活動として、ここ数年、新年会が活発に行われてきました。粟津温泉等で開催された一泊新年会は、胸襟を開いて業務についての考え方を交換し、先輩後輩の絆を深めるまたとない機会となりました。

12年度においても10月、11月、そして今年1月と「改正都市計画法等」研究会を開催し、2月には各方面のご協力により、久々に「開発行為・農地転用」に関する実務研修会が石川県より講師をお招きして開催する運びとなりました。

行政書士制度確立50周年の今、あらためて当支部の良き伝統である業務への情熱と和を大切に受け継ぎ、市民と行政との絆としての行政書士のはたらきに貢献したいと願うものです。

平成11・12年度 支部役員

支 部 長	京 念 昇
副支部長	重 森 政 勝
幹 事	阿 戸 隆 一
	山 口 外喜枝
	山 崎 豊
監 事	吉 田 弘



「歌舞伎十八番の内 勧進帳」について

文治元年（1185）源義経は壇ノ浦の合戦で平家一門を討ち滅ぼし、華ばなしの戦功をたてて帰洛するが、それも束の間、やがて兄頼朝と不和になり、追われる身となった。

文治三年（1187）義経一行は山伏姿に身をやつし、奥州平

泉の藤原氏のもとに落ちのびようとして安宅の間にさしかかった。この時、関守富樫左衛門泰親の厳しい尋問にあったが、つき従った弁慶の気転で、危うくその難をのがれることができた。（人文社発行郷土資料事典より）。

冬の「安宅の閑跡」は、荒波の音が響く松林の中に、石標が一つ立っていた。

市内の中学校では、毎年一校づつ順番に勧進帳が中学生によって上演されるなど、八百十数年前の弁慶、富樫、義経の三者が織りなす「智」「仁」「勇」の世界に、市民は心惹かれるロマンを感じているのかも知れない。

会員事務所訪問

行政書士 二輪たか子事務所

所在地 〒923-0801 小松市園町ホ167番地1
TEL 0761-24-3383
FAX 0761-21-3917

主なる業務。

- 会計記帳関係
- 社会保険・労働保険関係申請
- 建設業許可関係



【高岡清先生・行政書士業務との出会い】

まず、行政書士の業務との出会いからお話しします。私は昭和45年に、故高岡 清先生の事務所に入所しました。そこで業務を行うなかで高岡先生の行政書士業務に対する考え方の大変感銘を受けました。それは、行政書士の仕事の根幹は「人の為に役立つこと」「仕事により人から感謝される」ことであるといった、奉仕の精神で業務に当たれということでした。また、「人から感謝され、それで報酬もいただけるのだから、こんなやりがいのあるいい仕事はない。」ということも、折につけ論されました。また、先生は男女間の平等の意識の高い方で、今までこそ男女雇用機会均等法によって労働にたいして男女の平等を図る動きがでてきたところですが、昭和40年代という、まだまだ労働環境に対しては男女差別が当たり前の社会状況にありながら女性を積極的に事務所に雇用し、差別のない目で指導してくれました。そんな崇高ともいえる精神で業務をおこなう先生から是非とも資格を取れということで、昭和49年に資格を取得しました。その後、平成6年に行政書士会に登録し、自分に対して依頼を受けるようになり、業務が終了し依頼者から感謝の言葉を受けたときに、あらためて先生の言葉にあった「仕事のやりがい」というものがわかるようになりました。

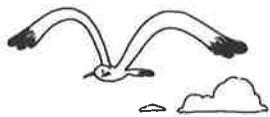
【座右の銘】

次に座右の銘というか、最近、念頭にいつもおくようにしている言葉についてお話しします。数年前、介護保険制度に関するある講演会のなかで講師が「これからは収入を得る仕事だけでなく自分の事は最後の時まで自分でするという「生涯現役」という気持が必要であり、その為には張りあいのある生活を日々続けることが大切だ」と力説されたのを聞いたとき、94歳で亡くなりました親しくしていたおばあさんの様子を思いだしました。その方は娘時代、髪結い（美容師）の仕事を持ち、農家に嫁いでからは子育てをしながら、野菜、花類、銀杏等を市場への出荷と、常に第一線で働き、晩年は家族の一員として家庭で銀杏の皮むきで指を使い、洗濯物の取り入れや整理を受け持っていました。そして、いつもニコニコと賛美歌を歌って喜んでいるその姿は、まさに生涯現役の生活を送っていたように思います。

私たちの業界も大変化している昨今ですが、頭や体を使って精一杯この21世紀という新時代に「生涯現役」の一生を送りたく願っています。

【趣味】

私はクリスチヤンなので賛美歌を歌う機会も多く、歌うことが大好きです。それで、一昨年のクリスマスには「小松市の第九を歌う会」に参加させてもらい、ドイツ人のプロの指揮者のもと、オーケストラアンサンブル金沢の演奏で、歓喜の歌を合唱することができ、大変、感動しました。また、健康のためにソフトテニスで汗を流したりしています。



支部だより

金沢支部

..... 金沢支部平成12年度 主な活動報告（7月～3月）

7月13日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 倉本会員、中島会員

8月10日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 末岡会員、上戸会員

9月9日（土） 第2回 業務研修会 於 労災会館
「事業協同組合設立の要点」
講師 茅野会員

「規制緩和と行政書士制度の行方」
講師 的場会員

9月14日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 宮川会員、高塚会員

9月22日（金） 第2回 役員会 於 石川県繊維会館 2階会議室
1. 強調月間の件
2. 支部規則改正の件
3. その他

10月12日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 倉本会員、谷口会員

11月9日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 山本会員、下出会員、西山会員

12月14日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 中橋会員、中島会員

1月11日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 茅野会員、高塚会員

平成13年1月26日（金） 第3回 役員会 於 金沢全日空ホテル
1. 平成13年度総会開催の件
2. 各部の活動報告と今後の方針
3. その他

2月8日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 片山会員、中川会員

3月8日（木） 松任市無料相談会 於 プラスあさがお（ジョイモール2階）
担当 末岡会員、寺田会員

（金沢支部総務部部長 寺田 隆）

金沢市支部地区別懇話会開催のご案内

拝啓 早春の候、会員各位におかれましてはますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、規制改革委員会による強制入会制の廃止、司法制度改革審議会の行政書士に対する訴訟代理権の保留等行政書士を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。このような厳しい状況の中で、日行連は国民が行政書士に求める法的サービスに的確に対応するため行政書士法の改正に取り組み、今国会への提出に努力を致しております。石川県行政書士会におきましても会員の業務の向上と社会的認知度のアップに努力致してきました。

金沢支部と致しましてはこのような日光連、石川県行政書士会の活動と今後のあり方に関しまして、下記の通り会員各位と県及び支部執行部との意見交換の場と致しまして地区別懇話会を開催致しますので、ご多忙中とは思いますが是非ともご参加をいただきたくご案内申し上げます。

尚、意見交換終了後は執行部と会員各位との懇親会を開催致しますのでこちらにもご出席下さいますよう合わせてお願ひ申し上げます。

記

1. 懇 話 会　　日 時 平成13年3月17日（土）
　　　　　　　　　午後3時～5時
　　場 所 六華苑（TEL 076-222-4488）
　　　　　　　　　金沢市広岡2丁目3-10
2. 懇 親 会　　日 時 同上
　　　　　　　　　午後5時～7時
　　場 所 同上
　　会 費 3,000円
- 申込締切日　平成13年3月10日（土）
申込場所　石川県行政書士会事務局 FAX 076-268-9556

輪島支部



面様年頭「14日おいで面様」「20日お帰り面様」

室町時代から伝わるとされる国の重要無形民俗文化財の輪島市の伝統行事であります。輪島の市街地西よりに位する輪島崎町で行われるものであります。14日早朝漁師町である輪島崎町に出向いて待つ事2時間ようやく神社（輪島前神社）でお払いをすませた小、中学生がサカキの小枝を持って各家庭に廻り年賀のあいさつをうける、一年の無病息災を祈る奇習であります。

奥能登地方の冬の風物詩 波の革紀行

この写真は輪島の景勝地鴨ヶ浦で発生したのであり14日早朝現地で撮影、都会から、また、農、山、村から訪れた方には大変珍しい現象であります。北風が強く吹きつけ海が大しけの状況で発生し観光資源ともなっており、状況を知りたい場合は市の観光課等でお尋ね下さい。又市役所のエントランスホールには案内板もあり対応出来るようになっております。一度見に訪れてはいかがでしょうか。



能登3支部合同研修会

[平成12年度・穴水フォーラム、於：キャッスル真名井]

平成12年9月9日（土曜）：午後1時30分から午後5時まで

七尾支部長 太田 勉 輪島支部長 八木史郎 珠洲支部長 斎藤忠雄
出席会員数13名 出席会員数11名 出席会員数2名 合計26名

1. 司会者のあいさつ (珠洲支部長 斎藤 忠雄) 1:30
2. 開会のことば (会長 藤井 國穂) ↓
3. 業務研修会
 - (1) 市町村譲与に係る法定外公共物（国有地）について (七尾副支部長 津田 亨) 1:40
 - (2) 新報酬額表並びに新領収書について (七尾支部長 太田 勉) 3:00↓
4. 『50周年記念事業』の成功に向けて (会長 藤井 國穂) 3:30
5. 穴水フォーラム（懇談会並びに質疑応答） 3:50 〈休憩10分〉 4:00
—— (座長) (七尾支部長 太田 勉) ——
①事例発表……行政書士業務におけるパソコンの利用方法について ↓
②質 疑……決算変更届、指名願、建設業許可申請業務について
6. まとめ（総括） (輪島副支部長 井上 勇) 4:50
7. 閉会のことば (輪島支部長 八木 史郎) 〈終了5:00〉

—— 6時から懇親会で友好を深めました ——



行政書士業務におけるパソコン利用方法についての事例発表

(平成12年度・能登3支部合同研修会資料)

1、自己紹介（会員の業務分野、業務におけるパソコンの使用割合の発表）

2、パソコンの特徴について思うこと。

メリット	デメリット
データーの使い回しが可能 大量のデーターの保存が可能で確実 検索が容易 汎用機である。→ 応用が可能？	専用機ではない。→ 完成品ではない 使いこなすためには、ハードルが高い ↓ 使いこなすための努力、工夫が必要

3、行政書士業務へのパソコンの利用方法、利用の可能性などについて

(1) 文書を作成する	許認可申請などについて調査、情報を得る 依頼者に案内文書、説明文書などを作成 許可申請書、図面などの作成 決算書の作成（転記作業）	インターネット ワープロ ワープロ、キャド、グラフィック 表計算
(2) 付随サービス	依頼者に対しての情報などの提供、指名願（経審）の総合評点のシュミレーション	ワープロ 表計算
(3) 官公署に提出する		
(4) 報酬を受ける	報酬計算（請求書、領収書の発行）	ワープロ、表計算
(5) 顧客管理	期日管理（許可の次回更新申請の案内） 住所録などの作成 年賀状、暑中見舞い（宛名書き）	データベース、表計算 筆まめ、筆ぐるめ (一太郎、ワード内で)
(6) 会計処理	売掛金、買掛金の管理など 税務申告（青色、白色申告）	弥生、大富豪 大番頭、小番頭

4、パソコンの選定について

(1) ハードウェアの選択（WINDOWを使うことを前提に！）

最低限必要なもの…パソコン本体（通信機器を含む。）

プリンター その他必要に応じて

メーカー…考慮する必要なし

価格…20万円前後から

デスクトップ型にするかノート型にするのか？

(2) 留意点…使うこと自体が目的ではなく業務に役立つ限りで使えば足りる。そこで、

まず、したいことを明確に限定する。そのためには、役立つソフトが何かを決め、そしてそのソフトを使いこなすことであろう。

『行政書士制度強調月間』

広報活動報告書

広報部長 太田 勉

10月1日から同月31日までを『行政書士制度強調月間』と定め、本年も自治省、石川県連合会などの後援を得て広く国民一般に行政書士の存在をアピールし、制度の普及浸透を図る目的で、電話による無料相談『行政書士110番』を、また県内6支部7会場において、石川県民のための『行政書士による無料相談会』を開設し、積極的な広報活動を展開致しました。

《総評、今後の課題など》

広報、特に『パブリシティ（無料記事の掲載、報道）に向けた取り組み』についてであるが2年前から『行政書士制度強調月間』中、無料相談会に変化が起き、それによって軌道修正をしなければならないようになったのである。

つまり、許認可手続きに関する相談よりも相続、遺言、遺産分割といった相談が圧倒的に多くなったのである。高齢化などによる社会の要請なのか・・・・

タイトルを『許認可手続き無料相談会』から『行政書士による無料相談会』とし、相続遺言、遺産分割など ①暮らしに関する手続き相談、会社設立、建設業、飲食店営業、風俗営業の許可など ②独立開業など事業に関する手続き相談と軌道修正をしたのである。

これが県民、地域社会に受け入れられたのか、無料相談会件数が大幅にアップしたのである。このことによって、新聞TVラジオなどの報道側への説得力が増したように思われ、NHKのテレビなどにニュース報道され、更にここで行政書士制度が圧倒的に受け入れられるよう地道に広報活動を継続したいものである。詳細については、下記のとおりです。

1、《行政書士無料相談会》

(1) 電話による無料相談『行政書士110番』の開設

電話番号：076-268-9110

開設日時：平成12年10月1日（日曜）～10月3日（火曜）の3日間

：午前10時から午後4時まで（3日間とも）

相談窓口：石川県行政書士会事務局

(2) 各支部7会場に於ける『行政書士無料相談会』の実施日、開設場所

・金沢地区会場：アルプラザ金沢2F（金沢市諸江町）

開催日時：10月1日（日曜日）午前10時～午後4時

・加賀江沼地区会場：加賀市市民会館3F・第12会議室

開催日時：10月1日（日曜日）午前10時～午後4時

・輪島地区会場：ショッピングセンターファミイ1Fホール（輪島市）

開催日時：10月1日（日曜日）午前10時～午後4時

・七尾地区会場：アルプラザ鹿島1F・中央イベント広場（鹿島町）

開催日時：10月2日（月曜日）午前10時～午後4時

- ・珠洲地区会場：ショッピングプラザ シーサイド1F（珠洲市飯田町）
開催日時：10月5日（木曜日）午前10時～午後4時
- ・小松能美地区会場：小松市役所1F・生活相談室
開催日時：10月6日（金曜日）午前10時～午後4時
- ・羽咋地区会場：羽咋市役所2F・203号室
開催日時：10月6日（金曜日）午前10時～午後4時

2、《市町村広報紙掲載の依頼》

- (1) 行政書士による電話無料相談会『行政書士110番』、面談による無料相談会についての広報紙掲載のお願い
・・・・8月2日付、県下全市町村広報紙担当責任者宛文書にて依頼
- (2) 市町村広報紙掲載結果

支部名	市町村名	掲載の数	
		本年度	昨年度
金沢支部	金沢市、松任市、美川町、宇ノ気町、高松町 鳥越村、吉野谷村、	7	10
小松支部	小松市、川北村、辰口町、寺井町、根上町	5	4
加賀支部	中山町	1	2
七尾支部	鹿島町、鳥屋町、鹿西町、能登島町、中島町、 羽咋市、押水町、志雄町、志賀町	9	11
輪島支部	輪島市、穴水町、能都町、門前町、柳田村	5	2
珠洲支部	珠洲市、内浦町	2	2
合計の掲載件数（昨年度掲載件数）		29	31

3、《新聞、テレビ報道依頼》

- (1) 『行政書士制度強調月間』全般について報道依頼
 - ・・・・9月19日付、石川県庁記者クラブへ報道依頼文書20部配布
 - ・・・・9月26日付、藤井会長、前多広報副会長、太田広報副部長、重森監察部長で直接、訪問しての取材依頼
北陸放送、NHK、石川テレビ、テレビ金沢
北陸朝日、FM石川、北國新聞
- (2) 報道結果
 - 北國新聞 9月20日、9月28日、10月2日付、金沢地方社会版にて、無料相談会日程、会場などが報道される。
 - NHKテレビ 10月1日 お昼のニュース（NHKのど自慢前）で本会事務局『行政書士110番』相談会場がニュース報道される。
 - 北陸放送テレビ 10月1日 お昼のニュースで、金沢支部のアルプラザ金沢・無料相談会場がニュース報道される。

4、《北国新聞広告の掲載》

- (1) 9月30日付朝刊 半5段（6分の1スペース）
- (2) 10月1日付朝刊 全15段（一面広告）112名の会員名、電話番号を掲載
行政書士110番の開設、県内6支部7会場に於ける行政書士無料相談会の実施日、開設場所をPR。

5、《ラジオコマーシャル》

- (1) MRO ラジオ20秒スポット（Dゾーン含む） ···· 21本
強調月間前27、28、29、30日・強調月間中1、2、3日
電話による無料相談『行政書士110番』の開設 PR。

6、《パブリシティ（無料記事の掲載、報道）》

- (1) MRO ラジオ 9月25日『トオルと裕美のさわがしい夜（19:00～20:00）』
藤井会長、太田広報部長が出演（5分間の録音収録）
- (2) MRO ラジオ 9月28日（木曜）MRO ラジオ『OH! 新世界』
藤井会長、前多副会長、太田広報部長が生出演（午後3時頃、5分間）
行政書士110番の開設、県内6支部7会場に於ける行政書士無料相談会の実施日、開設場所をPR。
- (3) 北國新聞 9月20日、9月28日、10月2日付、金沢地方社会版にて無料相談会日程、会場などが報道される。
- (4) NHK テレビ 10月1日 本会事務局『行政書士110番』のニュース報道
北陸放送テレビ 10月1日 アルプラザ金沢・無料相談会場のニュース報道
- (5) ビジョン北陸
9月21日（木曜）発行 半4段モノクロで掲載 行政書士110番の開設
県内6支部7会場に於ける行政書士無料相談会の実施日、開設場所をPR。
10月6日（金曜）発行・半4段モノクロで掲載 行政書士業務をPR。
(金沢、内灘、野々市、松任、鶴来地区～163,000部発行実績)

以 上



午後4時35分の『小沢昭一的こころ』放送中に20秒CM

『行政書士って知つとるう 行政書士？ たまに聞くけど、行政書士さんて何する人?』という出だしではじまるCMです。
1月／4日、11日、18日、25日の毎週・木曜日です。
2月／1日、8日、15日、22日の毎週・木曜日です。
3月／1日、8日、15日、22日、29日の毎週・木曜日です。

午前7時50分の『天気予報』放送中に20秒CM

1月／5日、12日、19日、26日の毎週・金曜日です。
2月／2日、9日、16日、23日の毎週・金曜日です。
3月／2日、9日、16日、23日、30日の毎週・金曜日です。

平成12年度行政書士制度強調月間報告

監察部長 重森憲司

—「行政書士110番」相談受付集計表—

	相談項目	相談日			項目集計
		10/1	10/2	10/3	
権利義務・事実証明関係	○遺言・相続 (登記・税務対策を含む)	15	12	13	40
	○各種契約 (贈与、売買、交換、請負、委任、消費、賃貸借等)	5	4		9
	○定款、内容証明、会計記帳等				
	○不動産関係 (登記、境界等)	2			2
	○戸籍関係 (結婚、離婚、養子縁組)				
	○その他	3	5	6	14
許可認可関係	○許認可申請手続き (建設・風俗営業等)	1	1		2
	○法人設立				
	○土地開発			1	1
	○農地転用				
	○自動車登録 (車庫証明含む)				
	○入管関係 (外国時労働者等)				
	○その他				
計		26	23	19	68

—各支部実施報告—

支部	珠洲	輪島	七尾	金沢	小松	加賀	計
申し入れ	7	12	31	64	8	3	125
ポスター	5	7	31	79	8	3	133
表示板	4	7	11	33	4	1	60
無料相談会	実施日	10/5	10/1	10/2 10/6	10/1	10/6	10/1
	スタッフ	1	3	10	12	6	4
	相談件数	2	3	15	21	10	51



10月1日(日)『行政書士無料相談会』アルプラザ金沢2F
金沢支部役員の皆さん



10月1日(日)～3日(火)『行政書士110番』
本会事務局役員の皆さん



10月2日(月)『行政書士無料相談会』
アルプラザ鹿島1F中央イベント広場
七尾支部役員の皆さん



10月1日(日)『行政書士無料相談会』
ショッピングセンター ファミイ 1Fホール
輪島支部役員の皆さん



10月6日(金)『行政書士無料相談会』
羽咋市役所 2F 203号室
七尾支部役員の皆さん

MROラジオ・スタジオ録音風景



9月25日(月) MROラジオ『トオルと裕美のさわが
しい夜』午後7時から8時の放送内で、藤井会長、太
田広報部長が出演、江川トオル、山岸裕美的両アナウ
ンサーとの愉快なトークで『行政書士制度強調月間』
をPR。



9月28日(木) MROラジオ『OH! 新世界』午後3時
前後の生出演で、藤井会長、前多副会長、太田広報部
長が出演、角野、川瀬の両アナウンサーとのまじめな
トークで『行政書士制度強調月間』をPR。



研修会報告

平成12年度行政書士全国研修会報告

金沢支部 新 谷 博 範

今回の研修内容は、司法制度改革の行政書士への対応を基本に、民事訴訟法、行政事件訴訟法、行政不服審査法についてありました。民事訴訟法は東京都弁護士会所属の弁護士さんより、事件の相談、事案の聞き取りの仕方について丁寧に説明があったが、明らかに、行政書士が弁護士の独占業務と規定する弁護士法72条の改定から出来る範囲の限界を説明しているに過ぎず、行政書士との共存共栄という立場で、司法制度の発展に貢献していく立場とは考えられなかった。

これが現実と受け止めたのは、500人以上の出席者の多くではなかろうか。

特に、お金にならないのにやる必要があるのかという理想の仕事と現実に生活の糧である仕事とのギャップ指摘には納得せざるを得ない説得力があった事は確かである。

しかしながら、行政事件訴訟法、行政不服審査法の講義を担当なされた阿部教授は、行政書士として司法権への接近の仕方を多くの事例を紹介しながら、法律と国民の距離を少しでも近づけるため、行政書士の役所に対する役割を規定していて非常におもしろく聞かせていただいた。

と言うのも、話の切り出しから、行政書士会の対応の遅さとすでに司法制度改革案が提出されたあとでの研修会に3年以上遅れているとの指摘、さらに、社会保険労務士はすでに司法権限獲得に成功していること並びに、弁理士も同様であるとの指摘に行政書士会のまとまりの悪さと社会的地位確立を実現出来ない現状を明に皮肉を交えて講義していました。これらの講義を聴く、会場の人々の失望感を全国行政書士会執行部はどのように捉えられていたかは、私にはわかりませんが、将来の課題を明確に提示されたことは価値があったと考えます。

それは、一言、「役所関係に各種申請のお願いに行く立場の行政書士が、役所関係を敵にまわす覚悟と勉強が出来ていますか？」との質問に凝縮されていた。つまり、根本的矛盾を抱え込んでいるとの事、そして、未だに、役所の復讐？裁量権は大きいとの事でありました。

それを踏まえて、阿部先生は、行政書士会の20項目にわたる要求項目をもう一度見直し、今出来ることから拡大していくことを提案なされ、その重要例として、契約代理権と審査請求代理権、不服審査の請求を挙げておられたことは、報告しておきます。

最後に、私の感想として、司法制度改革も当然であるが、行政書士会機構改革を考えたほうが余程社会的地位確立・向上の近道であるのではと思えました。とはいえ、私を派遣していただいた石川行政書士会に感謝申し上げるとともに、この文章が少しでも多くの方に読んでいただけ、ご理解・納得されることを祈念して結びといたします。

全国研修会 2月度コース研修参加レポート

小松支部 近 藤 守

この度参加させていただいたのは「民事訴訟法」「行政事件訴訟法」「行政不服審査法」に関する研修会であり、司法制度改革関係ということで、日行連の盛武会長による「日行連の運営と行政書士制度のあり方」という講義もありました。法制度に関する各講義は、それぞれ行政書士試験の受験勉強が思い出され、少しだけ感動しました。その講義内容は、紙幅の関係もあり割愛いたしますが、各講師の方々が、司法制度改革における行政書士のあり方について触れていた点をお伝えして、若干の私見を述べたいと思います。

現在議論されている司法制度改革は、行政書士の立場から一言で言えば、「弁護士法第72条」によって、弁護士に業務独占されている「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政手続に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関する法律事務を行政書士等の隣接法律専門職種に開放するか否か、その程度は如何、ということです。この点に関して司法制度改革審議会中間報告では、「信頼性の高い能力担保制度を講じることを前提に、それによって担保される能力との関係で、訴訟手続への関与を含む一定の範囲・態様の法律事務の取扱いを認めることを前向きに検討すべきである。」(月刊日本行政／2000.12.NO.337より抜粋)と述べています。つまり、くだけて言えば、行政書士等の隣接法律専門職種は弁護士よりも能力が劣る恐れがあるから、その能力を確実に高める制度が保障されれば、現在弁護士が独占している法律事務の一部を開放してもよかろう、ということのようです。今回の研修会の講師（糠谷勇剛／弁護士 阿部泰隆／神戸大学教授）の両氏も、基本的には同様のことを述べていました。糠谷弁護士は、行政書士が例えば行政手続手続きの代理権が欲しいのならば、それに関する法律事務を十分に遂行できる実力を見せるべきでありただ審議会の答申を待っているだけでタナボタ式に実現できるものではないと。また、阿部教授も、実力が伴わないと、かえって弁護過誤の問題が生じ、悪くすれば逆に賠償請求されかねないと述べました。

私は、個人的には、当分こうした事件性のある訴訟関係業務に関与する予定はありませんが、一般論としては、行政書士もローファムのような養成施設で研修できる制度ができれば、十分訴訟代理も可能であろうと思うし、そのような方向で、行政書士の業務範囲を拡大する努力は肯定されるべきだと思います。しかし、私は、行政書士個々人が、この行政書士という国家資格に誇りと確信を抱いているのかどうかということこそが問われるべきでないかと思います。弁護士法第72条の業務独占は云々するけれども、行政書士法第19条による業務独占は問題にしない、というのであれば、ご都合主義の誹りを免れないでしょう。基本的な問題は、業務独占のあるなしに関わらず、日々の研鑽、研究を積み重ね、自分の専門分野においては、弁護士であろうが大学教授であろうが、誰にも負けないという自負をもてる努力をしているかどうかではないかと思います。1万種を越えるといわれる行政書士の取扱い分野においては、NO.1となれる専門分野が必ずあるはずだと思うのです。

結局のところ、法律関連士業における業務独占というものは、本来国民の利益に資することをその旨とすべきであって、その職種を守ることが第一義では無いはずです。専門性の低い許認可業務は、いずれI技術の普及によって、エンドユーザーが行政書士の手を介さずとも端末から実行できるようになるでしょうし、仮に行政書士業務として残る部分があっても、それは悪く言えば便利屋的存在にならないとも限ません。こうした事態になっても、行政書士法をふりかざして業務独占を主張することに何の意味があるのでしょうか。一方、手法における聴聞代理は第16条において認められる訳で、その事務そのものは相に高度であるはずです。逆に、弁護士であっても、こうした業務はほとんど取り扱っていないと聞きま入管業務等に関しても同様ではないでしょうか。私は、現在の司法制度改革の行方を見守りつつ、現在社会福祉関連業務に関する専門性を高め、その分野でのNO.1をめざし、実態としての業務独占をめざしたいと思っています。

富山県行政書士会研修会に参加して

金沢支部 中 川 大

先般、開催された富山県行政書士会主催研修会の参加報告をいたします。

記

1. 日時 平成12年11月24日（金）14:30～16:30
2. 場所 「ゆうとりあ越中」富山県大沢野町

○「地方分権と行政書士について」 講師 富山県行政書士会会长 羽廣氏

- ・地方自治の本旨 － 住民自治 と 団体自治
- ・自治のしくみ
 - 市町村 － 基礎自治体
 - ↓信託
 - 都道府県 － 広域自治体
 - ↓信託
 - 国
- ・地方分権一括法により、国と自治体（地方公共団体）との関係は、中央政府と地方政府の関係になつたと考えられる。→独自地方財政の確保
- ・市民活動
 - 従来の自治体では、住民の要求により行政活動が生じ、それを企業活動が支えてきた。今後は、公共政策の実施主体として市民活動や企業活動の充実が不可欠。
 - ・市民活動＝市民セクター＝NPO（特定非営利活動法人）＝第三セクター（日本でいう官庁出資法人とは意味合いが異なる）
 - ・自治体事務の整理
 - 公共事務 自治事務 《自治立法権の付与（条件制定可）》
 - 団体委任事務 → 法廷受託事務 《 " }
 - 行政事務
 - 機関委任事務 (国の直接執行)
 - ・法定受託事務
 - 国 → 都道府県以下 － 第1号法定受託事務
 - 都道府県 → 市町村、特別区 － 第2号法定受託事務

○「公的資金ガイド」 講師 富山県行政書士会会长 羽廣氏

- ・補助金、助成金
 - 「技術・研究・製品開発等」 － 内容の優秀性でもらえる
 - 「雇用保険関係等」 － 条件を満たせばもらえる
- 今後、IT関連の補助助成金が増える

○「行政の情報化と行政書士」 日行連専門講師 埼玉県行政書士会会員 小栗氏

- ・行政の電子化の流れ～原則として、すべての手続を2003年までにオンライン化～
 - 平成9年12月 「行政情報化推進計画」閣議決定
 - 平成11年12月 「ミレニアムプロジェクト」電子政府の実現 内閣総理大臣決定

研修会報告

平成12年5月 「申請・届出等手続きの電子化推進のための基本的枠組み」

IT 本部報告

- 実現している電子行政サービス

- 国土交通省一元受付

- 商業登記の電子認証

- 登記情報閲覧システム

- 具体的に検討している電子行政サービス

- 自動車保有手続ワンストップサービス

- 公共事業を除く政府調達手続

- 建設省申請・届出電子化推進アクションプラン

- 建設 CALS/EC 推進と電子入札制度

- 今後の課題

- 行政側の認証システムの整備（ブリッジ認証局等）

- 申請者側の認証システムの整備（民間認証局の法的基盤等）

- 個別手続のオンライン化実施計画の策定

- 国・自治体の情報化基盤（霞ヶ関 WAN と全自治体接続）

- 情報セキュリティ技術開発

- 電子政府における政府認証基盤 GPKI

- 各省庁がそれぞれ認証機関となり、省庁内の役職や職員を認証する。しかし、その省庁そのものをどうやって認証するか。→各省庁がお互いに認証し合う相互認証を目的とする政府ブリッジ認証機関を構築。そして民間の認証機関とも相互認証が実現可能か。

- 政府調達のオンライン可

- 調達情報の充実とアクセス…

- 各省庁ごとの調達情報の提供から、全省庁の調達情報を一括した統合データベースの構築

- [2000年度]

- 競争参加資格審査業者の名簿統一（物品のみ？）…

- 省庁別の名簿管理と結果通知書の送付から、取りまとめ省庁による統一審査と一括管理、

- 結果通知書の送付 [2001年度]

- 入札（開札、契約）の電子化…

- 持参または郵送による入札から、インターネットによる入札を加える [2003年度試行、

- 2005年度までに導入]

- 個別手続のオンライン可

- 建設業許可：

- 国や自治体、民間による各種証明書の電子化のほか、手数料の電子納付システムの構築。

- 経営責任者、専任技術者等の常勤性の確認など、対面審査が必要であり、全面的なオンライン可は困難。

- 経営事項審査：

- 国や民間による各種書面の電子化のほか、手数料の電子納付システムの構築。

- 関連資料の提示など、対面審査が必要であり、全面的なオンライン可は困難。

以上

総務部から

総務部部長 宮川 外茂次

会員各位

綱記の肅清のお願い（要請）

昨年8月以降において行政書士が関与または関係する事件や苦情、注意喚起が関係者からありました。

各位には、充分理解され日ごろから注意されていることは存じますし不愉快とおっしゃる先生もおいでますが、ご理解頂きますようお願いいたします。

1、交通法規の遵守と安全運転のお願い

先般ご案内しましたとおり当会会員が「業務上過失傷害と道路交通法違反（酒気帯び運転）（ひき逃げ）」の疑いで警察に逮捕されました。（ひき逃げの嫌疑がはれ不起訴。他は処分済）

我々行政書士の倫理綱領には、「行政書士は、法令会則を守り、……」や「行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。」と謳っております。しかし、今回の件は倫理綱領とは全く相反する行為であり、このような行為は行政書士として許されるべき行為ではありません。また、飲酒運転は交通三悪と言われる行為であり行政書士以前に社会人として全く許されませんし、我々も日ごろから「厳に謹むべし」と訴えてきた行為であり、猛省をうながしたいと思います。

各位には日常的に自動車の運転をしなければ事務所経営が成り立たない時代であり、また、社会的にも行政書士に対する期待と評価が高まっている現実を十分認識され、交通法規の遵守と安全運転の励行など綱紀の肅清を心がけて頂くよう要請します。

2、職務上請求書（統一用紙）の取扱いについて

他士業者の事務職員が職務上請求書（統一用紙）を不正使用した疑いがある事案が発生した。貴会会員にも同請求用紙の使用が認められていますが、貴会の取扱い及び監督、管理状況に不備がないようまた、使用基準の徹底を再度通知していただきたい。と申し入れがありました。

各位ご承知のとおり、職務上請求書（統一用紙）は顧客からの業務依頼の達成のため必要な場合にのみ使用できることを充分認識していただきまた、管理の際は会員以外使用できないよう対応していただきますようお願いします。

3、契約書等の署名押印について

先般、顧客から依頼され契約書等を作成し依頼者に渡し数日経過した頃、契約書相手から「そのような契約をしていない。」「私の署名押印がある。」「あなたが署名押印したのか。教唆したのか。」「私文書偽造ではないか。」と抗議がありました。そこで当該会員は迅速に調査し適切な処理をした後、契約相手に経緯を充分説明した結果、当会会員への誤解は解けましたがこの間会員や関係者に必要以上の苦労がありました。

各位には、業務の際関係当事者の意思を確認のうえ遂行されているとは存じますが、業務の多様化のなか関係当事者との意思疎通を欠くことの無いよう特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

戸籍謄本等の不正受給について

- 1 市町村役場等において戸籍謄本等を請求するときは、一定の場合を除いて請求の事由を記載しなければなりません。
- 2 一定の場合とは、次の場合は。
 - ①戸籍に記載されている者、配偶者、直系尊属が請求するとき。
 - ②国、地方公共団体の職員が職務上請求するとき。
 - ③行政書士等が職務上請求するとき。
- 3 このように、行政書士等が職務上請求するときは、請求の事由を記載する必要がないため、それを悪用して、職務上ではないのに「戸籍謄本等職務上請求用書」を不正使用して、大量の戸籍謄本を取得していたという事件が、昨年石川県内で発覚しました。
- 4 戸籍謄本等の不正受給は、戸籍法、行政書士法等に違反することは当然ですが、そればかりではなく、個人情報の不正開示に当たるプライバシー侵害問題もあります。また、場合によっては差別に関わる問題に発展する場合もあります。これは、憲法12条・同13条・同24条に違反するものであり、人権擁護上看過ごすことができない問題です。
- 5 行政書士等は、国民の権利を守る公共性の高い職務であるとともに、戸籍謄本を必要とすることが多い業務であることから、職務上請求書により戸籍謄本等が簡単に取得できるよう特別に認められていることを再認識していただき、絶対に不正受給がないよう注意願います。
- 6 戸籍謄本等の不正受給から発生する人権侵犯事件等について説明したパンフレットを配布しますので、御覧ください。

平成13年1月
金沢地方法務局人権擁護課

納税証明書請求のお知らせ（通知）

師走の候 先生には公私にわたり多忙のこととお察しいたします。また、日頃から当会の諸事業や運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、表記「納税証明書」請求について金沢税務署から下記1及び別紙1のとおりご依頼がありました。また、職務上請求書（統一用紙）について日行連から下記2及び別紙2のとおり改正の通達がありましたので通知しますとともに、熟知し対応頂きますようお願いします。

税務署からは特に納税証明書取得に関し、郵便請求による混雑の緩和と代理人請求の際は委任状が必要（国税通則法123、124②）であることの徹底です。また、職務上請求書〔統一用紙〕の取扱いの改正は、不正使用等の防止のため取扱いを厳密に定め、不心得な行為による全会員の不便を防止するためと思われます。各位には以上の趣旨を充分認識され適切に対応されるよう重ねてお願いいたします。

記

1、納税証明書について（特に留意する事項）

- ① 新年1月から2月にかけて各役所等への「指名願」が急増します。
窓口が混雑し時間がかかりますので郵送で請求してください。
- ② その場合、納税者本人の請求とし、80円切手を封筒すること。
- ③ 申請書は4種類あるので、必要なものを確認のうえ使用すること。
(送付した用紙のコピー使用可、税務署へ用紙のみの請求も可)
- ④ 税務署窓口で請求する場合 代理人は委任状が必要。
- ⑤ 申請手数料として 1通400円の収入印紙が必要。

納税証明書を請求される方へ

国税の納税証明書の交付を請求される場合、下記の事項に留意の上、請求してください。

1 納税証明証の交付を請求出来る方及び必要書類等

納税者本人（法人の場合は代表者）または、本人（代表者）から委任状のある方です。

(1) 紳税者本人（法人の場合は代表者）が請求される場合

- イ 本人であることを証明するもの（運転免許証・健康保険証等の公的機関の発行のもの）
- ロ 印鑑 個人の場合……認め印
法人の場合……代表者印

(2) 紳税者本人（法人の場合は代表者）以外の代理人が請求される場合

- イ 紳税者本人の署名捺印（法人の場合は代表者印）がある委任状
- ロ 代理人本人であることを証明するもの（運転免許証・健康保険証等の公的機関の発行のもの）
- ハ 代理人本人の印鑑

2 紳税証明書の種類等

納税証明書の交付を請求される場合、使用目的のほか種類・年度・税目・発行枚数等が必要ですが、証明書の提出先によって様々ですので、あらかじめ確認しておいてください。

納 税 証 明 書 の 種 類			発 行 担 当 部 門
1	納税証明書 その1	具体的な納税額の証明	管理・徴収部門
2	" その2	具体的な所得金額の証明	個人 個人課税部門 法人 法人課税部門
3	" その3 " その3の2 " その3の3	⇒未納の税額がないことの証明（税目指定） ⇒申告所得税と消費税（地方消費税を含む）について 未納の税額がないことの証明 ⇒法人税と消費税（地方消費税を含む）について 未納の税額がないことの証明	管理・徴収部門
4	" その4	滞納処分を受けたとこがない証明	管理・徴収部門

地方公共団体等への入札参加資格申請について

- ほとんどの県市町村では納税証明書の「その3」が必要です。
- また、「その3」の証明の場合でも消費税（地方消費税を含む）の証明だけ必要な県市町村と申告所得税や法人税も加えた証明の必要な県市町村とがありますが、両方の税目を併せて証明請求をされた方が便利です（特に問題はありません）。
- なお、未納がある税目については「その3」の証明書は発行できませんが、その場合でも「その1」の証明書の発行で対応できる場合があります。
- いずれにしろ、あらかじめ提出先に確認しておいてください。

3 交付手数料（収入印紙）

交付手数料として、以下のとおり収入印紙が必要です。

なお、税務署では直接販売していませんので、あらかじめ購入の上、申請してください。

ただし、金沢税務署では庁舎8階の売店で購入可能です。

(1) 紳税証明書「その1」及び「その2」を請求する場合

申請年度（個人は年分、法人は事業年度）ごとに、1通につき400円分の収入印紙

(2) 紳税証明書「その3」、「その3の2、3」及び「その4」を請求する場合

1通につき400円分の収入印紙（証明する税目数は問いません）

郵便での請求が便利です

詳しくは次頁を御覧ください。

金沢税務署

この文書の行政指導の責任者は、税務署長です。

納税証明請求書記載要領

移達 別紙1-2

日付 …… 請求年月日を記載してください。**住所(所在地)** …… 証明を受けようとする方の住所等を記載してください。**氏名(名称)** …… { 証明を受けようとする方の氏名(法人の場合は名称)を記載してください。
(注) 法人の場合は、代表者の肩書・氏名も記載してください。**印** …… { 個人の場合…認印
法人の場合…代表者印 (注) 代理人が請求される場合は代理人の印が必要です。**使用目的** …… 目的の頭部に○印(またはレ)の上、()内を□で囲んでください。**請求枚数** …… 必要枚数を記載してください。**年分(年度)** …… 証明を請求する年分(法人の場合は事業年度)を記載してください。
(例) (個人の場合) (法人の場合)
平成11年度分 本税 自. 11.4.1 至. 12.3.31 本税**税目** …… 証明を受ける税目を記載(不要文字を=で抹消)してください。

(その3の場合) (注) その3は納期限を過ぎた未納の税金のある税目については証明できません。

郵便での請求が便利です

○ 納税証明は郵便でも請求できます。

特に、地方公共団体への入札参加資格申請等に使用される場合、申請時期が例年1~2月に集中して窓口が大変混雑するため、発行までかなり時間を要しています。

是非、郵便による請求を御利用ください。

なお、郵便により請求する場合、下記の事項に御注意願います。

- ① 返信用切手を必ず同封してください。
(普通便の希望の場合は80円分、書留の場合は430円分必要です)
(注) 5枚以上必要な場合は料金が異なりますので、事前に御確認願います。
- ② 返送先は証明する納税者の住所地に限られます。
- ③ 収入印紙を必ず同封してください(金額に御注意)。
- ④ 連絡先(電話番号)のメモを同封してください。
- ⑤ その他、証明書の種類等、このチラシのオモテ面に御注意ください。

請求先と連絡先				(石川県下)
税務署名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	
金沢税務署	920-8505	金沢市西念町103-12	(076)261-3221	
松任税務署	924-8585	松任市博労2-22	(076)276-2345	
小松税務署	923-8570	小松市園町木120-1	(0761)22-1171	
七尾税務署	926-8686	七尾市本府中町二部40-1	(0767)52-3381	
輪島税務署	928-8501	輪島市河井町15部90-16	(0768)22-2241	

お願ひ 確定申告期間中における「申告所得税の本年度分の納税証明書」は、事務処理の都合上5月の連休頃まで発行が困難となります。

お急ぎの方は確定申告書の提出時に同時に納税証明書の交付を請求してください。

職務上請求書（統一用紙）使用にあたっての留意事項

(平成2年10月8日付・日行連発第340号「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の適正な取扱いについて緊急連絡」一部改正)

- 1 「統一用紙」の販売は、各単位会事務局で行うが、購入者は行政書士本人及び補助者のみとする。
 - 2 1回の購入量は、2冊以内に限定されている。
 - 3 購入に当たっては、その都度、所定の「誓約書」を提出するほか、2回目からは「統一用紙」の控を単位会事務局に持参し、使用目的、提出先の確認を受けること。
郵送による購入の場合でも、「統一用紙」の購入申込書及び「誓約書」の提出とともに、職印を押印した受領書を送付して行うこと。
 - 4 官公署窓口における職務上請求は、必ず会員本人又は補助者が行うこと。この場合、会員証又は補助者証を提示すること。
※ 「統一用紙」の使用欄には、「補助者、事務員」とあるが、行政書士の場合は「補助者」のみであり、「事務員」は請求できない。
 - 5 受託事件に関して、戸籍謄本又は住民票の写しを使用した場合は、その旨を行政書士法第9条の帳簿若しくは「統一用紙」の控に記録し、必ず2年間は保存すること。
 - 6 「統一用紙」が使用できるものは、行政書士がその職務上必要とする場合に限って認められているものであって、たとえ行政書士であっても、職務と関係なく無制限に使用できるものではないことを認識すること。
 - 7 他土業を兼業している者については、行政書士としての職務上必要ある場合に限って連合会発行の「統一用紙」が使用できるのであるから、他土業の職務の場合には、必ずそれぞれの土業会が発行する「統一用紙」を使用すること。
 - 8 登録抹消時には、未使用的「統一用紙」すべてを単位会事務局に返納すること。
 - 9 紛失、盗難時には、犯罪等への悪用により、管理上の責任が問われかねないことからも、速やかに警察署および単位会事務局へ届け出ること。
- ※ 改正箇所は下線部分です。

入管業務実務会員 各位

単位会広報誌等掲載例

入管業務遂行上の留意事項について（ご注意）

今般、いわゆる「在留特別許可」の事案において、「在留特別許可申請中証明書」または「在留特別許可申請準備中証明書」等のタイトルで、依頼者側に何らかの証明書類を手渡している申請取次行政書士が存在するとの事実が明らかになりました。

「在留特別許可」は、当該者が正規在留ではない場合に、法務大臣が行なう特別の裁量行為であり、「在留特別許可のため申請」という申請行為は、法令上ありません。

当該案件を行政書士法第1条の2に規定される「事実証明」に関する書類作成業務として捉え、遂行することについて、違法性があると直ちには断定できないものと思量されますが、法令に規定のない事項に係る証明書類の作成は、適切ではありません。

日本行政書士会及び当行政書士会としましては、行政書士によるこのような業務行為については、不法残留および不法就労をいたずらに助長させるとの誤解を生じかねないとの認識から、自粛していくべきものといたしました。

各入管業務実務会員の方々におかれましては、今後とも出入国管理関係法令の趣旨をいま一度再認識のうえ遵守され、その運用には充分に留意していただきますよう注意を促します。

平成 年 月 日	石川県行政書士会 会長 藤井國穂殿	登録番号 事務所の所在地 行政書士 補助者	印 印
「戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書」の 購入申請書			
<p>1. 購入部数 冊 (1冊50組) (ただし、1回の申請につき2冊を限度とする。)</p> <p>2. 使用目的 (主たる取扱業務を明記すること。)</p> <p>※記入しないでください。 私出し番号</p>			
誓約書			
<p>私が購入した「戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書」は、業務に付随して請求する以外には絶対使用いたしません。また、他人に譲り渡すことともしません。万が一紛失、盗難に至った場合には速やかに貴会に報告することともに、警察署に届出を行います。</p> <p>なお、退会時には未使用分を貴会に返納いたします。</p> <p>上記に違背した場合は、いかなる処分を課されても異議を申しません。</p>			
<p>行政書士</p>			

委任状

平成 年 月 日
石川県行政書士会 会長 藤井 國穂 殿

登録番号 _____
事務所所在地 _____
行政書士 _____

職印

「戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書」

受領書

1. 受領部数 冊 (1冊50組)

払出し番号

~

上記、正に受領いたしました。

平成 年 月 日

税務署長殿

(委任者) _____
住所(所在) _____

氏名(名称) _____
㊞

送(略)印
役職・氏名 _____
㊞

私(委任者)は、次の者を代理人と定め、特許認明書の持行請求及び受領に関する権限
を委任します。

(代理人) 住所(所在) _____
氏名(名称) _____
㊞

総務部だより

別紙1-5

(正印)

書明証税納

日 月 年
平成

住所(所在)

氏名(名称)	登録(申請・更新・変更) 資金借入申請(本人・保証人) 指名(願い・参加資格審査) 入札(参加・参加資格審査)	賞用認定申請書の 提出枚数
--------	--	------------------

上記の目的に使用するため、下記の証明を請求します。

四

六

卷之三

その3(未納税額のない証明用)

(打正印)

書明証税内

平成 年月日 殿長務署税務課

生所(所在)

証明書の 登録(申請・更新・変更)	資金借入申請(本人・保証人)	指名(願い・参加資格審査)	入札(参加・参加資格審査)	請求枚数
使用目的	申請用認定申請	證明書の 提出	放	

上記の目的に使用するため
税について下記事項の証明を請求します。

申告所得税	法人税	消費税及地方消費税
記		
について未納の税額はありません。		

上記の目的に使用するため、下記の証明を請求します。

号第

卷之三

その1(納税額等証明用)

この用紙は税務署へ
税金を支払う者への
返還請求書である。
何處も利用される。

《業務指導部だより》

平成十二年十一月二十一日 日本経済新聞

平成12年度業務指導部事業報告及び今後の事業予定

業務指導部長　の　場　晴　次

1. 事業報告

- 6月17日 第1回研修会（地場産業振興センター新館）
出席者 33名
業務オリエンテーション
講師 太田広報部長、的場業務指導部長
報酬額表作成研修会
講師 宮川総務部長

8月26日 第2回研修会（地場産業振興センター本館）
出席者 37名
建設業研修会「法人税の基礎知識」
講師 玉井 政利会員
「別表1及び4の基礎知識」
講師 倉本経理部長

9月27日 「入管業務研修会」（メルパルク金沢）
(財) 入管協会主催

10月30日 「CORINS2000研修会」（金沢市観光会館）
(財) 日本建設情報総合センター

11月2日 日行連入管業務実務者懇談会 KKR 名古屋
派遣者 的場業務指導部長、西山 忠会員

11月10日 第3回研修会 出席者 32名
「消費者契約法の基礎知識」
講師 北陸大学法学部 柳本教授
「契約トラブルの現状」
講師 石川県生活科学センター 新屋

11月17日 行政書士法制定50周年
石川県行政書士会設立50周年 記念式典

11月24日 富山会研修会（中地協承認）
行政の情報化と電子申請について
講師 小栗重美（埼玉会会員、日行連盟会員）
派遣者 寺田総務部副部長

2. 今後の事業予定

- 12月8日 理事会

12月13日・14日 日行連全国研修会（東京 アルカディア市ヶ谷）
派遣者 倉本經理部長、的場業務指導部長、
中川 大会員

12月 日 ◎県内市町村の平成13・14年度建設工事指名願の提出
要項を各支部の協力を得て12月中旬に収集する。
◎県内に在籍する省庁の平成13・14年度指名願の提出
要項を12月中旬に取り揃える。

平成13年
1月20日 日行連全国研修会伝達研修会
講師 倉本經理部長、的場業務指導部長
2月 第4回研修会
「株式会社定款作成の基礎知識」
「改正民事再生法の基礎知識」
4月 業務指導部会

技術対策委員会活動報告

高度通信情報社会特別対策委員会

技術対策委員会委員長 的場晴次

1. 石川会ホームページ更新の件

10月1日に開設いたしました当会ホームページの内容を下記のとおり12月20日までに一部を更新する予定です。

- (1) 10月の強調月間を記事を削除し、50周年記念式典の内容を掲載する。
 - (2) 12月1日現在での名簿への新規会員の記載と退会及び死亡会員の削除を行なう。
 - (3) 名簿欄への個人メールアドレス若しくはホームページへのリンクを行なう。
 - (4) 会員から募集しました事務所PRページを掲載する。
- 掲載希望者数 8事務所
- (5) 関係諸機関のリンクを増加する。



強制入会制度の見直しに対する行政書士会の対応

会長 藤井國穂

1. 昨年7月に発表された規制改革委員会の各士業団体の強制入会制の見直しの論点公開は、士業団体制度の根幹を揺るがす問題です。規制改革委員会の主張は別紙資料①の通り「資格者の能力は試験でチェック済みであり、競争制限的行為を招いている強制入会制度は廃止すべき」とのことですが、各士業団体の担当省庁の対応は（別紙資料②）「規制緩和推進3か年計画（再改定）のフォローアップ結果分野別処置事項）の通りであり、その内容は現在検討中との回答ばかりですが、このような時間稼ぎの引き延ばしでは国民の支持を得ることは難しいと思われます。
2. 日本行政書士会連合会は規制改革委員会のヒアリングでは「国民に対する高度な法的サービスを提供するためには、強制入会制度は是非とも必要な制度であり、強制入会制度の廃止には断固反対」との意思表示を行なっています。

このような規制改革委員会の主張に対して、日本行政書士会連合会の主張を補強し、国民が納得するような明快な説明を石川県行政書士会では検討中です。

業務指導部長 的場晴次

業務指21世紀の時代は情報化時代とも言われていますが、パソコンとインターネットの発展は個人の情報発信手段として今後益々その威力を發揮するものと思われます。

今まで作詞、作曲、小説、絵画等著作権は専門家の独占分野と思われていた物が、まったくの素人である個人がインターネット上に様々な著作物を発表することで、著作権の登録によって宝の山に化けることもあり得る状況です。

このような宝の山に化ける可能性のある著作権の登録は行政書士の独占的業務であり、著作権の保護は行政書士の重要な使命の一つとなりつつあります。

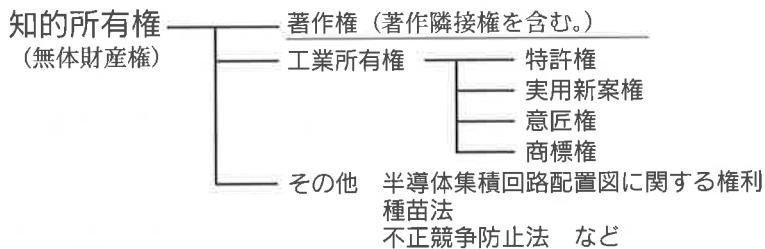
今回、文化庁のホームページに著作権制度の概要が掲載されていましたので、その一部をご紹介をさせていただきます。詳しい内容は文化庁のホームページにアクセスして閲覧願います。

著作権～新たな文化のパスワード～

1. 知的所有権について

「知的所有権」は、通常、著作権や工業所有権など、人間の知的な創作活動などから生産されたものに対する権利の総称として使われています。なお、同じことを意味する用語として、無体財産権という用語が使われることもあります。

現在、知的所有権と考えられている権利には以下のものがあります。



近年、知的所有権の対象は拡大される傾向にあり、今後、上記以外にも様々なものが権利の対象となる可能性があります。

2. 著作権制度の概要

著作権の権利

○著作物について

著作権法で保護の対象となる著作物であるためには、以下の事項をすべて満たすものである必要があります。

- (1) 「思想又は感情」を表現したものであること
→単なるデータが除かれます。
- (2) 思想又は感情を「創意的」に表現したものであること
→他人の作品の単なる模倣が除かれます。
- (3) 思想又は感情を「表現したもの」であること
→アイデア等が除かれます。
- (4) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること
→工業製品等が除かれます。

具体的には、小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラム等が、著作権法上、著作物の例示として挙げられています。

その他、編集物で素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物として保護されます。新聞、雑誌、百科事典等がこれに該当します。

○著作者について

著作者とは、著作物を創作した人のことです。

一般には、小説家や画家や作曲家などの創作活動を職業とする人だけが、著作者になると考えられがちですが、創作活動を職業としなくても、小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になります。すなわち、幼稚園児であっても絵を描けばその絵の著作者となり、作文を書けばその作文の著作者になります。

※法人著作について

以下の要件をすべて満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となります。

- (1) その著作物を作る企画を立てるのが法人その他の使用者であること。
- (2) 法人等の業務に従事する者の創作であること。
→部外者に委嘱して作成された場合など、会社との間に支配・従属関係がない場合は除かれる。
- (3) 職務上作成されること
→具体的に作成することを命じられた場合に限られ、大学教授の講義案のように、その職務に関連して作成された場合は除かれる。
- (4) 公表するときに法人等の名義で公表されること
→通常、コンピュータプログラムの場合は、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要は無い。
- (5) 契約は就業規則で職員を著作者とする定めがないこと。

○著作者の権利の内容

著作者の人格権 (著作者の人格的利益を保護する権利)	公表権 (18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
	氏名表示権 (19条)	著作物に著作者名を付するかどうか、付する場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権 (20条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利
著作権（財産権） (著作物の利用を許諾したり禁止する権利)	複製権 (21条)	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する権利
	上演権・演奏権 (22条)	著作物を公に上演し、演奏する権利
	上映権 (22条の2)	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等 (23条)	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権 (24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権 (25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権 (26条)	映画の著作物を公に上映し、その複製物により頒布する権利
	譲渡権 (26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利（一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない）
	貸与権 (26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権・翻案権等 (27条)	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利(28条)		翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

〈著作隣接権（実演等の利用を許諾したり禁止したりする権利）の内容〉

実演家の権利

著作隣接権	録音権・録画権 (91条)	自分の実演を録音・録画する権利
	放送権・有線放送権 (92条)	自分の実演を放送・有線放送する権利
	送信可能化権 (92条の2)	自分の実演を端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権 (95条の2)	自分の実演の録音物又は録画物を公衆に譲渡する権利（一旦適法に譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない）
	貸与権 (95条)	商業用レコード（市販用CD等）を貸与する権利（最初の販売後1年のみ）
放送二次使用料を受ける権利 (95条)		商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
貸レコードについて報酬を受ける権利 (95条の3)		貸レコード業者から報酬を受ける権利（貸与権消滅後49年間）

レコード製作者の権利

著作隣接権	複製権 (96条)	レコードを複製する権利
	送信可能化権 (96条の2)	レコードの端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権 (97条の2)	レコードの複製物を公衆に譲渡する権利（一旦適法に譲渡されたレコードの複製物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない）
	貸与権 (97条の3)	商業用レコードを貸与する権利（最初の販売後1年間のみ）
放送二次使用料を受ける権利 (97条)		商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
貸レコードについて報酬を受ける権利 (97条の3)		貸レコード業者から報酬を受ける権利（貸与権消滅後49年間）

放送事業者の権利

著作隣接権	複製権 (98条)	放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
	再放送権・有線放送権 (99条)	放送を受診して再放送したり、有線放送したりする権利
	テレビジョン放送の伝達権 (100条)	テレビジョン放送を受診して画面拡大する特別装置（超大型テレビ、オーロラビジョン等）で公に伝達する権利

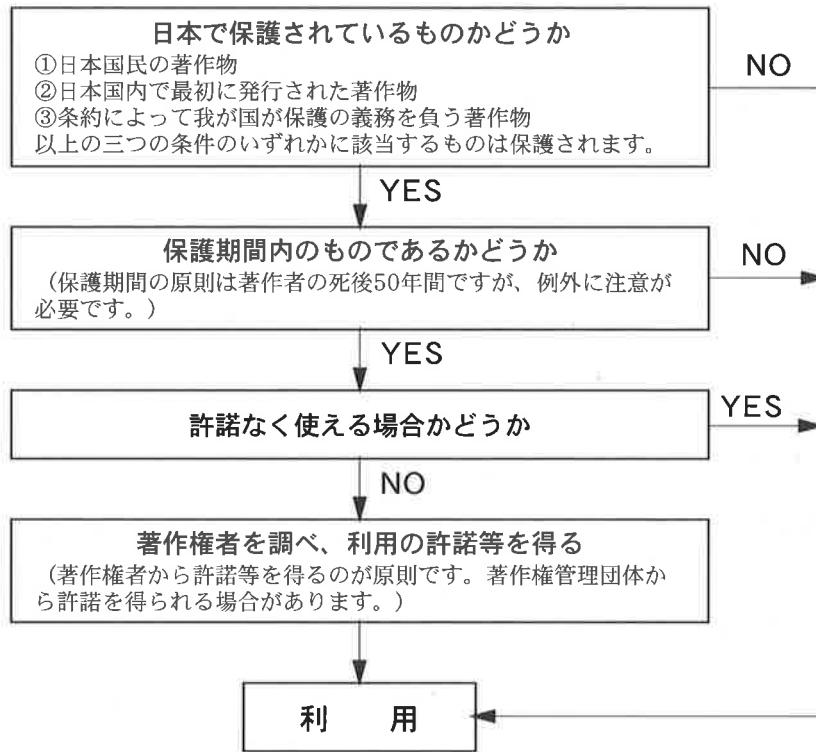
有線放送事業者の権利

著作隣接権	複製権 (100条の2)	有線放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
	放送権・再有線放送権 (100条の3)	有線放送を受診して放送したり、再有線放送したりする権利
	有線テレビジョン放送の伝達権 (100条の4)	有線テレビジョン放送を受診して画面を拡大する特別装置で公に伝達する権利

著作物の正しい利用方法

○著作物を利用する場合の手順

著作権に様々な種類があることについては、既に説明しましたが、著作物を利用する場合は、著作権者の許諾等が必要です。許諾等が必要かどうかについては、次の手順にしたがって調べてください。



前述の手順においても見てきたように、他人の著作物は、著作権が制限を受けている場合のほか、原則として、著作権者に無断で利用することはできません。何らかの形で、法的に利用の権限を取得することが必要です。他人の著作物を利用する方法としては、次の四つの方法があります。

- (1) 著作権者から著作物の利用について許諾を受ける。
- (2) 出版権の設定を受ける。
- (3) 著作権の譲渡を受ける。
- (4) 文化庁長官の裁定を受ける。

(1) 利用の許諾（第63条）

著作物の許諾を得る場合、口頭であっても差し支えありません。しかし、後から問題が生じないように、できるだけ利用の態様を詳しく説明したうえ、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払い方法などを確認しておくのが望ましいと考えられます。

(2) 出版権の設定（第79条～第88条）

著作物を出版するにあたり、他の出版者から別途出版されては困るという事情がある場合、著作権者から独占的な出版の許諾を得ることが必要です。ですが、このような許諾を得たとしても、通常、著作権者が約束に違反して他の出版者に別途出版の許諾を与えてしまった場合には、その別途出版の許諾を得た出版者に対してはストップをかけたり、損害賠償を求めたりすることはできません。最初に独占的な出版の許諾を得た者は、著作権者に契約違反の責任を主張できるだけです。

このような事態を防止する方法として、出版権の設定の制度が著作権法上定められています。著作権者から出版権の設定を受けた者は、著作権者から別途出版の許諾を得て出版する者に対し、自らの出版権を侵害するものであるとしてその出版をやめさせることができます。出版権を設定されることによって、著作権者が二重に出版の許諾を与えるのを防止することができ、出版の許諾を得たにすぎない者より、安定した地位に立つことができると考えられます。ただし、文化庁に出版権の設定の登録を行わなければ、第三者に対抗することができないこととなっています。

なお、出版権の設定を受けた場合は、出版者も、著作物を継続的に発行する義務など一定の義務を課されることになります。

(3) 著作権の譲渡（第61条）

単なる利用の許諾と異なり、著作権を譲り受け自らが著作権者となりますから、譲り受けた権利の範囲内で自由に著作物を利用することはもちろん、他人に著作物を利用させることもできます。

なお、著作権の全ての譲渡のほか、支分権ごとの譲渡（例えば、複製権のみの譲渡）や期間、地域を限定した譲渡などの方法も考えられます。

(4) 文化庁長官の裁定（第67条～第69条）

ア 著作権者不明等の場合（第67条）

他人の著作物を利用する場合、相当な努力を払っても著作権者がわからない場合や、著作権者がわかるがその居所が不明で交渉ができない場合、文化庁長官の裁定を受け、所定の補償金を供託して著作物を利用することができます。

イ 放送及び商業用レコード製作の場合（第68条、第69条）

著作物の放送について著作権者と協議が整わない場合や、発売の日から3年を経過した商業用レコードを他の商業用レコードに収録しようとした場合、協議をしたが協議が成立しない場合等、法律が認める場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料に担当する額を著作権者に支払うことによって、他人の著作物を利用することができます。

○著作権関係団体について

著作物を利用するたびに著作権者を捜し出し許諾を得ることは相当の労力を必要としますが、利用しようとする著作物の分野等によっては、著作物の利用に関する相談や利用許諾が得られる窓口を設けている場合があります。

3. 著作権の登録制度について

(1) 著作権の登録制度について

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のためになんら手続を必要としません。ここが、登録することによって権利の発生する特許権や実用新案権などの工業所有権と異なる点です。著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではありません。

では、なぜ登録制度があるのでしょうか。
それは、著作権関係の法律事実を公示するとか、あるいは著作権が移転した場合の取引の安全を確保するなどのためです。そして、登録の結果、法律上一定の効果が生じることになります。

なお、プログラムの著作物を除くその他の著作物については、創作しただけでは登録できません。著作物を公表したり、著作権を譲渡したなどという事実があった場合にのみ、登録が可能となります。

(2) 発明やアイデアの登録について

特許権や実用新案権の登録には時間も費用もかかるので、発明やアイデアを保護するため、比較的簡単な著作権の登録をしたいという相談がよくあります。ところが、発明やアイデアそのものは著作物ではありませんから、著作権による保護はありません。

しかし、発明やアイデアを解説した論文や図面等は著作物となりえますから、その場合は著作権により保護されることになります。

では、論文や図面等が著作物として保護されることによって、発明やアイデアまでもが保護されることになるのでしょうか。

答えはノーです。なぜなら、著作物の保護とは表現の保護ですから、表現された論文や図面そのものの保護であって、その内容までを保護するわけではないからです。例えば、著作権者に無断で論文をコピーすることは原則として許されませんが、論文の中のアイデアを理解し、それに基づいて新たな著作

物をつくることは可能であるということです。

つまり、著作権によって発明やアイデアを保護することはできないということです。登録全般の窓口は文化庁ですが、プログラムの著作物についてのみは、財団法人ソフトウェア情報センターが窓口となっています。連絡先は下記のとおりです。

○ 著作物全般（プログラムの著作物除く。）について

文化庁長官官房著作権課 TEL 03(3581)4211 (内線2849)
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

○ プログラムの著作物について

財団法人 ソフトウェア情報センター TEL 03(3437)3071
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル4F

○著作権登録制度一覧表

登録の種類	登録の内容及びその効果	申請できる者
実名の登録 (法第75条)	無名又は変名で公表された著作物の著作者がその実名（本名）の登録を受ける。 ・登録を受けた者が、当該著作物の著作者と推定される。その結果、著作権の保護期間が公表後50年間から実名で公表された著作物と同じように著作者の死後50年間となる。	・無名又は変名で公表した著作物の著作者 ・著作者が遺言で指定する者
第一発行年月日等の登録 (法第76条)	著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者が、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受ける。 ・反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定される。	・著作権者 ・無名又は変名の著作物の発行者
創作年月日の登録 (法第76条の2)	プログラムの著作物の著作者が、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受ける。 ・反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定される。	・著作者
著作権・著作作隣接権の移転等の登録 (法第77条)	登録権利者及び登録義務者が著作権若しくは著作隣接権の譲渡等の登録、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等の登録を受ける。 ・権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができる。	・登録権利者及び登録義務者の共同申請
出版権の設定等の登録 (法第88条)	登録権利者及び登録義務者が出版権の設定、移転等の登録又は出版権を目的とする質権の設定等の登録を受ける。 ・権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができる。	・登録権利者及び登録義務者の共同申請

女性行政書士交流会石川会一泊研修開催

輪島支部 大 森 千歌子

平成12年9月23日(土)24日(日)にかけて、七尾市和倉町、ホテルのと楽で女性行政書士交流会石川会一泊研修会が開催されました。

午後2時から午後5時30分まで、小山秋子会員に講師をお願いし、下記についての研修を行いました。

- ①建設業許可申請について
- ②経営状況分析申請について
- ③経営事項審査申請について

女性同志ということで、気軽に質問を出しあえたこと、日頃の経験から、こんなときはこのようにしている等も発表されたこと等、有意義な研修でした。

午後6時から午後8時までは、新入会員の参加もあったため、自己紹介にはじまり、会食をしながら日頃の活動状況や疑問点等を話し合い、時には女性の会らしく、料理の話題も出るなど、楽しく、和やかな一時を過ごしました。

会食後は、ゆっくりと入浴し、その後は、夜の更けるのもわからないくらいに話に花が咲きました。

女性行政書士として、女性らしく、きれいに輝きましょう!と指導して下さる会員もあり、参加した会員の顔は、生き生きと輝いて見えました。

今回、一泊研修でゆっくり話し合える会にしたいという目的が達成され、ますます親睦が深まったことは、大へん良かったと思いました。

今回の参加者は8名でしたが、今後もっと多くの会員の参加がありますようにと願っております。



新入会員の紹介

新会員です。宜しく……



谷 口 章

金沢支部

平成12年10月16日 入会

事務所所在地

〒921-8052

金沢市保古2丁目137

RS保古ステーション202号

TEL 076-240-8123

諸先生方のご指導を唯一の灯として、一人前の仕事が出来る様努力してゆきたいと思います。今年はNLPトレーナーの資格を取り、経営者研修も手掛けたく勉強中です。今後とも宜しくお願ひします。



上 田 耕 藏

金沢支部

平成12年10月16日 入会

事務所所在地

〒924-0061

松任市宮保町1388番地22

TEL 076-275-8369

新会員の上田耕藏です。昭和46年3月、七尾高校普通科を卒業し、昭和51年3月、明治大学法学部を卒業。以後、サラリーマンを続けてきました。

このたび独立を決意し、松任市内に事務所を開いた次第です。すなわち人に役立ちたい、さらに一日でも永くこの仕事を続けたい、と思い営業を始めました。

趣味は記念切手の収集です。



川 合 満

金沢支部

平成00年00月00日 入会

事務所所在地

〒920-0000

金沢市 番地

TEL 076-000-0000

西暦2001年、二十一世紀の幕開けを迎えました。この歴史の大きな節目に当たり、この輝かしい二十一世紀に行政書士として邁進していきたいと思います。若輩者ですがよろしくお願ひ致します。



林 登 志 子

七尾支部

平成13年1月4日 入会

事務所所在地

〒929-2209

鹿島郡中島町字西谷内ヨ部3

TEL 0767-66-6977

この度の入会に際し、茅野副会長の力強いアドバイスにより、行政書士としての意欲を授かりました。頑張ります。

今後皆様のご支援、ご指導を賜りますよう、宜しくお願ひします。



伊 藤 功

金沢支部

平成13年2月9日 入会

事務所所在地

〒920-0055

金沢市北町111街区10番地2

TEL 076-266-2071

自己紹介します。私は午年2月生まれです。先日 神社で還暦のおはらいを受けて来ました。出身地は新潟県守山市金沢市戸水町です。父は僧職で寺の次男坊です。二水高校を卒業しすぐ警察官となり40年奉職しました。警察界では主として交通警察に携わって来ました。交通事故の処理捜査、交通安全に力を注いで参った積りです。しかし50歳を過ぎてから大病を患い苦労しました。私の趣味は読書と囲碁で日本の文芸作品は大半を読み破り一番好きな作品は宮沢賢治の「雨ニモマケズ」です。もちろん暗記しています。囲碁は初段ですが、実際は5、6級の腕ではと自分で思っています。他には職業柄無線の免許を持っており又、小型船舶操縦士の免許も取得しています。もし、この仕事が軌道に乗れば 自分の船で魚釣りにと夢を描いている此頃です。



奥 村 治 憲

金沢支部

平成13年2月9日 入会

事務所所在地

〒920-2102

石川郡鶴来町坂尻町へ32番地62

TEL 07619-3-5154

携帯 09020395154

昭和22年10月14日生53才、出身校は星稜高等学校普通科卒業。行政書士試験は昭和52年に富山県で取得しました。前職は日本料理調理師でした。家族は妻と社会人の子供、そしてネコでチンチラ2匹と暮らしています。

平成12年度 第3回理事会開催

日 時 平成12年12月8日(金) PM1:30より、
織維会館2階会議室において平成12年度
第3回理事会及び第3回支部長会が開催
され、原案通り可決承認されました。

議 題

◎ 報 告 事 項

- ①日行連・中地協 理事会 報告
- ②第2回理事会以後の活動報告
- ③行政書士制度強調月間の総括
- ④行政書士試験実施協力の総括
- ⑤行政書士法制定・石川県行政書士会創立50周年記念事業の総括
 - ・石川県行政書士会会史の編纂作成
 - ・記念式典の開催
- ⑥その他
 - ・各種研修会の開催報告(業務指導部)
 - ・その他
- ☆省庁及び市町村の指名願い要領の入手
- ☆当会のホームページを開設した。
(高度情報通信社会対策対策特別委員会)
- ⑦各支部長からの事業活動報告

◎ 審 議 事 項

- ①今後の事業計画
 - ・総務部
- ☆1月中旬部長会開催

- ☆平成13年度 定時総会について
- ☆中地協理事会開催について
- ☆平成13年度行政書士試験会場について
- ・経理部
- ☆11月末における会費未納者と支部への協力要請について
- ・法規企画部
- ☆石川県行政書士会文書規則(仮称)の作成
- ☆石川県行政書士会法規集の新訂版の印刷
- ・広報部
- ☆ラジオコマーシャルを継続していきたい。
- ☆会報の発行を準備している。
- ・業務指導部
- ☆今年度中に予定されている全国研修会へ1名以上の会員を派遣する。
- ☆法定外公共物についての取り組みについて進捗がない。再度会として取組みを検討する。
- ・監察部
- ☆通年、非行政書士行為者に注意をはらう。
- ②日行連主催「50周年式典」について
- ③知事新年互例会について
- ④その他

◎ 協 議 事 項

- ①石川県土業団体協議会について
- ②各支部からの諸活動計画

座 右 の 銘

金沢支部 塩 梅 佳 恵

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願ひ致します。
21世紀を迎える行政書士としての目標でもビシッと掲げたいところではあります。かなり気恥ずかしいので、代わりに(?)私の座右の銘をご披露させて頂きます。
「いいことはおかげさま わるいことは身か

ら出たさび」

これは、相田みつを著「にんげんだもの」にある言葉で、ご存知の方も多いかと思います。座右の銘といつても、実際の自分はなかなかこの言葉のようには思えず、責任転嫁が得意技です。言い訳するな、他人のせいにするな、と息子を怒鳴りつけながら、悪い所つて似るもんだと溜息をついています。10年以上、心に留めていながらも実践できていない言葉ですが、今年こそは少しでも近づけたらと願っています。

隨 想

会務日誌

8月22日	会報いしかわNo.28・強調月間用ポスター発送	
26日	業務研修会（地場産業振興センター）	40名
29日・30日	全国事務局長（職員）連絡会	
30日	県士業団体協議会定例会（KKR 金沢ホテル）	3名
9月5日	平成12年度行政書士試験願書受付締切日	
6日	総務部会（本会会議室）午前	4名
"	広報部会（"）午後	6名
9日	金沢支部研修会（労済会館）	
"	能登3支部合同研修会（キャッスル真名井）	
16日	部長会・支部長会合同会議（織維会館2F会議室）	13名
18日	強調月間PR用ラジオ放送分収録（MRO）	3名
22日	高度情報通信対策委員会（本会会議室）	3名
26日	報道関係各社訪問	4名
28日	強調月間PR用ラジオ放送生出演（MRO）	3名
29日	業務指導部会（本会会議室）	4名
10月1日	行政書士110番（本会会議室）	7名
2日	"	7名
3日	"	7名
"	50周年記念式典出席依頼訪問（県知事・議員他）	3名
7日	記念事業実行委員会（本会会議室）	10名
14日	行政書士試験監督員・監督補助員説明会	26名
"	行政書士試験対策会議	7名
22日	行政書士試験日（於：石川県立工業高等学校）受験者数410名	
23日	緊急部長会後県総務課へ	6名
24日	緊急対策会議	5名
25日	総務部会・50周年記念会史校正（本会会議室）	4名
27日	部長会（本会会議室）	11名
28日	50周年記念事業実行委員会（本会会議室）	10名
11月1日	報道各社へ記念式典案内文書持参	1名
2日	入管実務者懇談会（名古屋）	2名
6日	記念式典式次第冊子等校正作業（本会会議室）	3名
10日	業務研修会（労済会館）	29名
11日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
"	会長来局執務	
13日	50周年記念事業実行委員会（本会会議室）	8名
14日	記念式典関係報道各社訪問	4名
15日	部長会（本会会議室）	9名
17日	法制定・石川県行政書士会創立50周年記念式典（東急ホテル）	122名
18日	日行連主催「金曜フォーラム」（名古屋）	6名
20日	式典臨席御礼訪問	4名
22日	式典臨席御礼状発送	
24日	富山会主催研修会参加（ゆうとりあ越中）	2名
25日	★新進石川懇話会	20名
28日	各単位会へ50周年記念史送付	

12月1日	高度情報通信社会対策委員会（本会会議室）	4名
8日	第3回理事会・第2回支部長会合同会議（織維会館2F会議室）	22名
13・14日	行政書士全国研修会（アルカディア市ヶ谷）	3名
21日	本会会議室に歴代会長の写真掲示	
22日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
"	会長来局執務	
1月2日	県知事互礼会	9名
12日	県総務課へ日行連50周年記念式典知事臨席依頼訪問	3名
13日	愛知会50周年記念式典出席（会長）	
15日	平成12年度行政書士試験合格発表（県内受験者28名合格）	
20日	業務研修会（地場産業振興センター）	22名
23日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
"	会長来局執務	
"	部長会（本会会議室）	11名
2月2日	各支部へ交付金振込	
4日	三重会50周年記念式典出席（会長）	1名
7日	行政書士全国研修会（東京）	2名
9日	広報部会（本会事務局）	
13日	石川県士業団体協議会定例会（ホリディイン金沢）	3名
14日	★森本恒雄氏来局懇談会	8名

oo

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、平成12年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
 何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急ご納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
 併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へお願い申し上げます。

記

1. 平成12年度会費 金 72,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書により納入下さい
3. お 振 込 先 北國銀行 城南支店
口座番号 普通預金 No. 207325
口座名義 石川県行政書士会

記

1. 日本行政書士政治連盟 平成12年度会費
金 3,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書にて納入下さい
3. お 振 込 先 北國銀行 城南支店
口座番号 普通預金 No. 207685
口座名義 日本行政書士政治連盟
石川県支部

会員移動

■ 新規登録入会者（6名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成12.10.16	金沢	谷口 章	(事) 金沢市保古2丁目137番地 (住) " 泉野町5丁目7番23号	(076)240-8123 (076)242-6257
平成12.10.16	金沢	上田 耕藏	(事) 松任市宮保町1388番地22 (住) "	(076)275-8369 "
平成12.12.8	金沢	川合 満	(事) 金沢市三十刈町丁33番地 (住) 河北郡内灘町字千鳥台2丁目102	(076)298-6321 (076)239-2192
平成13.1.4	七尾	林 登志子	(事) 鹿島郡中島町字西谷内ヨ部3番地 (住) "	(0767)66-6977 "
平成13.2.9	金沢	伊藤 功	(事) 金沢市北町111街区10番地2 (住) "	(076)266-2071 "
平成13.2.9	金沢	奥村 治憲	(事) 石川郡鶴来町坂尻町へ32番地62 (住) "	(07619)3-5154 "

■ 変更登録事項（7名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成12.10.31	輪島	諸谷 貞雄	(事) 凤至郡穴水町字川島サ45番地 (住) 変更なし	変更なし "
平成12.11.30	金沢	北川 喜一	(事) 河北郡内灘町字向陽台1丁目120 (住) 変更なし	変更なし "
平成12.11.30	小松	宮本 幸子	(事) 変更なし (住) "	(0761)22-2077 "
平成12.12.15	金沢	中川 大	(事) 河北郡津幡町井上の荘3丁目63 (住) "	変更なし "
平成12.12.15	金沢	塙梅 佳恵	(事) 河北郡津幡町井上の荘3丁目63 (住) 変更なし	変更なし "
平成13.1.18	金沢	浦嶋 和夫	(事) 変更なし (住) "	(076)222-3583 変更なし
平成13.2.16	金沢	土屋富士雄	(事) 金沢市新神田4丁目4番13号 (住) 変更なし	変更なし "

■ 退会者（4名）

退会年月日	氏 名	退会事由	退会年月日	氏 名	退会事由
平成12.11.16	駒井 剛	廃業	平成13.1.31	松田 吉造	廃業
平成12.11.22	北村 宏	ご逝去	平成13.2.13	今村 幸夫	廃業

※北村 宏先生（金沢支部）のご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

暖冬と言われながらもうって変わって厳しい寒さが続きます。15年ぶりの大雪、東京にも雪となり、この突然の雪により移動に、除雪に大変な苦労をしいれられたことだと思います。これを異常気象ととのか、私も竜巻（小さな）にまき込まれ、本当に怖い思いをしましたが、屋根がまくれ上がり、乗用車の窓ガラスが破損し、大変高価な修理代となりました。ラジオ、テレビ、新聞の報道があり私にとっては、まさに異常気象であり、大変な2001年の幕開けがありました。

我々、行政書士を取り巻く環境もこの異常気象的なようであり、不景気、株安政治の不安定等と相まって厳しい新世紀となりそうですね。

さて、会員諸先生の多大な御協力を得て、会報いしかわNo.26～No.29の4刊にわたって広報部員一同、労を惜しまず頑張ってまいりましたが、2年の任期により新しい役員、広報部員にバトンタッチすることになります。本紙にご投稿、ご意見等を多数お寄せいただいたことに感謝し、今後も会報いしかわを可愛がって頂くことを祈念いたします。

(広報部長 太田 勉)



広報部会



会報いしかわ第29号

発行日 平成13年2月21日

発行人 会長 藤井國穂

広報部長 太田 勉

発行所 石川県行政書士会

〒920-0223

石川県金沢市戸水町イ70番地 石川県織維会館3階

TEL(076)268-9555・FAX(076)268-9556

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の義務です。

半世紀の実績、頼りになりますね。

50

トマトーニ・ハセガワ
福島敦子

許認可申請のアドバイザー

行政書士

役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続、契約書・委託書等の権利義務・事実証明に関する書類の作成に関することは、お近くの行政書士にご相談ください。

石川県・石川県行政書士会
自治省・日本行政書士会連合会

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| ○建設業許可 | ○宅建業免許 | ○産廃業許可 |
| ○法人設立 | ○医療法人設立認可 | ○貨物自動車運送事業許可 |
| ○入管・帰化申請 | ○告訴状・告発状作成 | ○相続・遺言に関する事項 |
| ○自動車の登録・車庫証明 | | |